

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

3-1 指定の状況（史跡・国宝天守）

犬山城跡は平成30年（2018）2月13日、史跡に指定された（文部科学省告示第23号）。また、これに先立つ昭和6年（1931）5月11日に名勝、昭和10年（1935）5月13日には天守が国宝に指定されている。

3-1-1 指定告示および指定理由

史跡並びに国宝指定及び指定理由は以下の通りである。

【史跡】

官報告示（文部科学省告示第二十三号）官報号外第29号 平成30年2月13日 火曜日

○文部科学省告示第二十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣 林 芳正

名称	所在地	地域
犬山城跡	愛知県犬山市大字犬山字北古券	一二番三、一二番一〇、一二番一三、一二番一四、一二番一五、一二番一八、一四番、一五番一、一五番四、一五番五、一五番八、一五番九、一五番一〇、一五番一一、三八番二、三九番一一、四〇番一、四〇番二、四一番一、四一番二、四一番一二、四一番一三、四一番一四、四一番一五、四一番一八、四一番一九、四一番二〇、四一番二八、六五番一、六五番二、六五番三、六五番四、六五番五、六五番九、六五番一〇、六五番一一、六五番一二、六五番一三、六五番一五、六五番一六、六五番一七、六五番一八、六五番一九、六五番二〇、六五番二一、六五番二二、六五番二三、六五番二四、六五番二五、六五番二六、六五番二九 右の地域に介在する道路敷を含む。

3-1-2 指定説明（月刊文化財 平成30年2月号より原文抜粋）

「犬山城跡は木曾川沿いの標高約八五メートルの独立丘陵（通称「城山」）を中心に築かれた中近世の城跡である。天文六年（一五三七）の築城と伝えられ、築城以前には、式内社である針綱神社が鎮座していたとされるが、築城時期を示す確実な史料は存在しない。永禄八年（一五六五）、小牧を拠点とする織田信長が犬山に進攻するが、その際、「犬山落城」との記事がみえる（「快川紹喜書状写」）。さらに、天正十二年（一五八四）に起こった小牧長久手の戦いでは主戦場の一つとなり、天正十八年（一五九〇）以降、秀吉の甥である豊臣秀次の父三好吉房、さらに吉房二男の豊臣秀勝の支配下に入った。その後、木曾代官の石川光吉が兼務する時期を経て、関ヶ原の戦い以後は小笠原吉次、次いで平岩親吉が城主となり、元和三年（一六一七）、尾張藩付家老として成瀬正成が、二代将軍秀忠より犬山城を拝領し、以後、成瀬家が江戸時代を通じて犬山城主を務めた。

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

正成が天守を改築したとの伝えがあり、二代正虎は天守裏の木曾川沿いの尾根に千貫櫓を建てた（『尾濃葉栗見聞集』）。正保の城絵図の控えである「犬山城絵図」（正保四年＜一六四七＞、徳川林政史研究所所蔵）をみると、松の丸に石垣はなく、三代正親によって整備がなされたものと考えられる。天保十三年（一八四二）には、火災により桐の丸、松の丸、樅の丸の櫓や御殿などが焼失し、八代正住によって復興がなされている。

慶応四年（一八六八）一月に太政官から藩屏に列せられるとの申し渡しがあり、尾張藩から独立して犬山藩が誕生し、九代成瀬正肥は版籍奉還により犬山藩知事となった。明治八年（一八七五）、愛知県が管理する稲置公園が設置され、城郭内の建物の払い下げが行われ、同十五年（一八八二）、針綱神社が公園内に遷座した。犬山城は明治二十四年（一八九一）の濃尾地震により大きな被害を受け、地域住民を中心に修理の機運が高まり、愛知県は修理を条件に城地を無償で旧藩主である成瀬正肥に払い下げることにした。昭和六年に名勝木曾川の一部として犬山城の土地が指定を受け、同十年には天守が国宝の指定（文化財保護法により、昭和二十七年に国宝に指定）を受けた。平成十六年に、財団法人犬山城白帝文庫（現公益財団法人）が設立され、個人所有から財団所有となって今日に至っている。

犬山市教育委員会は、平成二十年度の地形詳細測量調査を嚆矢に、翌年度より三か年、城跡の範囲と遺構の遺存状況の把握を目的に発掘調査を実施し、切岸や箱堀、大手門跡の堀や土塁の痕跡を明らかにした。犬山城跡は天守のある本丸を最高所とし、その南側の大手道を挟んで東側に杉の丸、桐の丸、松の丸、西側に樅の丸が配されている。桐の丸には現在針綱神社本殿が、松の丸には同参集殿と三光稲荷神社が存在する。三光稲荷神社は城郭中心部の南西に位置する、現在丸の内緑地公園となっている丘陵（三光寺山）に所在していたもので、戦後現在地に移転したものである。三光寺山は三の丸を画する堀の内側に位置し、城郭の一部をなしていた。出土遺物には天正後半から慶長期にさかのぼる瓦類や文禄から慶長期の桐文の棟込瓦があり、城山の南側平坦地では戦国期にさかのぼる灰釉小皿などの遺物がある。また、それらと平行して歴史学、建築学、考古学、歴史地理学などからなる総合的調査が実施された。天守は、石垣上の外観は三重、内部は石垣上が四階、穴蔵が二階で、南面東端及び西面北端に附櫓が付く。前期望楼型天守の特徴を備えているが、昭和の解体修理の結果、創建当初は二重二階で、のちに三重目（三・四階）が増築されたことなどが明らかとされている。今回の調査においては、一・二階部分の柱に古拙な加工痕が存在すること、大手道に複数の外柵形が連続する構造は織豊系の縄張りの特徴であることが指摘された。また、公益財団法人犬山城白帝文庫所蔵の史資料などから城下町の形成過程についても解明が進められている。石垣は近代以降改変された箇所も少なくないが、本丸や樅の丸などに良好に遺存している。寛永七年（一六三〇）から慶応元年（一八六五）までの石垣修復許可の老中奉書が三通確認されており（同文庫所蔵）、絵図と合わせて比較検討することも可能である。

このように犬山城跡は、現存国宝天守の一つを有し、また、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史資料群とあいまって、戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知る上で重要であり、また我が国近世の政治・軍事の在り方を知る上で重要な城跡である。よって史跡に指定し、保護を図るものである。」

【国宝】

昭和10年5月13日（1935年5月13日）

国宝保存法に基づき国宝に指定される。

官報告示：昭和10年5月13日（文部省告示第194号）

○文部省告示第百九十四號

國寶保存法第一條ニ依リ左記ノ建造物ヲ國寶ニ指定ス

昭和十年五月十三日

文部大臣 松田 源治

名称	構造形式	所有者	所在地
犬山城 天守	三層天守、内部四重地下二重、 屋根本瓦葺	東京府東京市澁谷区幡 ヶ谷笹塚町 子爵 成瀬 正雄	同丹羽郡犬山町大字犬山字北古券 六十五番地ノ二

国宝指定解説^(注)：

天文四年、（一説六年）織田信康、木ノ下城ヲ移シテ今ノ山上ニ改築シタ事ガ本城ノ創始デアル、其後幾多ノ変遷ヲ経テ、文禄四年石川光吉城守トナリ、慶長四年東濃金山城（其天守ハ一説天文六年斎藤正義ノ創築ト称スレドモ疑ハシ）ヲ毀チテ此處ニ移シ、翌年天守ヲ造ッタガ、関ヶ原ノ戦ニ西軍ニ属セシヲ以テ没落シタ、慶長六年尾州太守松平忠吉ノ家老小笠原吉次城主トナリ、未成ノ築城ヲ完ウシタ、元和三年成瀬正成入城、爾後子孫相継ギテ之ヲ領シ、明治維新ニ至ッタ、天守ハ三層ニシテ内部四重、地階二重ヨリ成リ、大ナル第二層ノ屋上ニ、小ナル第三層ヲ造リ、華頭窓ヲ開キ、周囲ニ高欄ヲ繞ラセルハ、桃山時代ノ古制ヲ示セルモノデアル

昭和27年3月29日（1952年3月29日）

文化財保護法に基づき国宝に指定される。

官報告示：昭和27年3月29日（文化財保護委員会告示第21号 国宝指定）

○文化財保護委員会告示第二十一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七條第二項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもつて、第一号表上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定し、及び第二号表上欄に掲げる重要文化財の一部を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定した。

昭和二十七年十月十六日

文化財保護委員会委員長 高橋 誠一郎

名称	指定告示	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
犬山城天守	昭和十年文 部省告示第 百九十四号	一棟	三重四階 地下二階附、 本瓦葺	成瀬 正勝	東京都渋谷 区幡ヶ谷笹 塚町一〇六 八番地	愛知県丹羽 郡犬山町大 字犬山

国宝指定説明^(注)：

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

犬山城が現在の位置に築城されたのは、天文年間織田信康の頃とされるが、現存天守の築造されたのはその後石川備前守光吉の時代である。即ち徳川家康が慶長四年美濃金山城主森右近大夫忠政を信州川中島に所替し、その城を毀して光吉に与えたため、光吉はその材料を木曾川を下して現地に運び築いたのである。ところが金山城にあった天守は、天文六年斎藤大納言正義の築造したもので、室町末期のものに属するが、犬山移築に際し上層の望楼が改造され、その際多くの補強材が加えられた。その後成瀬氏が入封して明治維新まで在城したが、その間正徳四年、延享四年等に修理を加え、文化十年には天守に落雷、修理を加える等、屢々小修理が行われたが、明治廿四年濃尾大震災に大破し、修理に際して東南附櫓及び西北突出部を取毀して現在に至っているが、なお初期天守の面影を多分に残している。

(注) 昭和の解体修理で移築の痕跡がないことが判明したため、天守の築城について見直された。

3-2 指定地および追加指定候補地の概要

3-2-1 史跡犬山城跡および追加指定候補地の現在に至る経緯

犬山城の城郭は、現在犬山丸の内緑地となっている三光寺山（三狐尾寺山）を含めて、代々城主であった成瀬家の所領であった。しかし、明治6年（1873）の「全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方（廃城令）」に伴い犬山城が廃城に指定されると、城が位置する稲置村（当時）が村の氏神であった針綱神社の城郭内への遷座、好風景を理由とした「人民偕楽公園等」の開設及び天守の存置を希望した。明治8年（1875）に内務省が愛知県に対して、旧犬山城郭の一部の地所と天守を「稲置村全区公園」とし、その保存を土地の人民に任せることを指示したことにより天守の存置が決定したが、その他の建物及び地所は払い下げられることになった。旧城郭のうち11,106坪を公園地、そのうち1,268坪を針綱神社遷座地（明治15年（1882）に現在の桐の丸内へ移転）とし、公園の風致を守るために、周囲の山林3,120坪を保存した。こうして犬山城域を敷地とした稲置公園が誕生し、愛知県が管理することになった。この針綱神社の遷座に伴い、桐の丸と杉の丸の形状の一部が大きく改変された。

明治24年（1891）に濃尾地震が発生し、天守等が甚大な被害を受けたが、稲置公園の収入は修繕の費用を賄うにはほど遠い状況であり、犬山町による義援金募集も期待通りの成果が得られなかったため、稲置公園処分案が当時の県知事より提出され、最終的に、県は天守を含むすべての城地について、永久保存を条件とした「条件付き無償譲与」を成瀬家に対しておこなうことを議決した。その後、明治28年（1895）に稲置公園は廃止され、公園敷地は成瀬家の所有となった。

この成瀬家所有の土地は、一部を除き平成16年（2004）に設立された、「財団法人 犬山城白帝文庫（現公益財団法人）」所有となり、天守も含めて、個人所有から財団所有となった。

また、針綱神社と同様に、史跡指定地に存する三光稲荷神社はかつて犬山城内の三光寺山、現在の犬山丸の内緑地内に鎮座していた。創建は定かではないが、天正14年（1586）の伝承があり、犬山城主成瀬家歴代の守護神とされてきた。昭和39年（1964）頃、犬山市都市公園施設計画により神社の移転が決定し、成瀬家第十代当主、成瀬正雄氏より三光稲荷神社境内地として城山内の土地の寄進を受け、三光寺山から松の丸跡の現在地に遷座された。この神社の移転に伴い、松の丸にあった空堀を埋めたと見張堤敷（櫓堤）と合わせて整地された。その後、三光寺山は昭和60年（1985）に都市計画決定された緑地公園として、「犬山丸の内緑地」となり、犬山市の所有となった。

さらに、かつての城主の住居として、また政庁としても使用された西御殿は、慶応4年（1868）に犬山藩が誕生した際に藩庁となり、さらに明治4年（1871）の廃藩置県により犬山県が誕生した際には県庁として使用された。その後、正確な時期は不明であるが、大正年間にはその跡地に犬山市中央公民館が建てられるなど公共用地として使われ続け、昭和38年（1963）には旧犬山市体育館が建てられた。この体育館は平成29年（2017）3月に除却され、現在、犬山城前広場として市民や来訪者に利用されている。

また城山の北側、東側、西側を取り囲む外縁部分は公開されておらず、人の出入りも少ないことから樹木が過密になり、石垣等の遺構への影響や天守の眺望阻害などが生じている。

犬山城跡は名勝木曾川（昭和6年（1931）指定）の一部として、その土地の保存ならびに管理が行われていたが、平成30年（2018）に史跡に指定され、「史跡犬山城跡」（平成30年2月13日付 文化庁告示号外第29号）となった。犬山市が史跡の管理団体に指定され（平成30年7月30日付 文化庁告示第六十八号）、史跡の保存及び管理を行っている。また、史跡指定範囲には都市緑地も含まれていることから、その部分についても犬山市が日常的な管理及び必要な整備をおこなっている。

追加指定候補地となる犬山市福祉会館跡地は、かつては犬山城の大手門枳形が所在し、犬山町役場等として利用された後、昭和45年（1970）10月1日に犬山市福祉会館が開館した。建物は鉄筋コンクリート造、5階建てで、敷地面積は1977.7平方メートル（598坪）、建築面積は1159.2平方メートル（351坪）であり、遊戯室・集会室などの児童館機能や食堂のほか、健康相談室、図書室や閲覧室、また大・中の会議室、応接室等があった。

平成23年（2011）に実施した駐車場の一部の調査により、堀跡や土塁の基礎部分と推定される盛土等が検出され、犬山城の大手門枳形跡に関連する遺構が残存することが確認されていたが、当時はまだ建物が建っており残存状況の全容が明確ではなかったことから、犬山城跡は当初指定範囲に含めなかった。令和2年度（2020）に策定された「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」において、当地及び大手門まちづくり拠点施設の敷地を史跡追加指定候補地として位置づけ、犬山市福祉会館跡地については令和3年度（2021）、建物の除却後に発掘調査を実施した。その結果を踏まえて、史跡の追加指定の手続きを進めている。

3-2-2 発掘調査

史跡犬山城跡及びその周辺での発掘調査として、平成7年度（1995）の駐車場整備に伴う三光寺遺跡（三光寺御殿跡）の調査を行った。また、平成21年度（2009）から平成23年度（2011）にかけて、3回にわたって、犬山城の遺構の残存状況や城郭構造の変遷を把握するために、「犬山城城郭調査事業」として、14ヶ所のトレンチを設定し、発掘調査を実施した。さらに、平成29年度（2017）には犬山城西御殿跡と推測される旧犬山市体育館跡地の発掘調査を実施した。また、令和2年度（2020）に犬山城城郭東側外堀付近、令和3年度（2021）に犬山福祉会館跡地、そして令和4年（2022）に大手道上にあったといわれる黒門跡の礎石の調査を行った。以上の調査の概要とその結果を表3.1にまとめた。

調査区12（旧名鉄犬山ホテル敷地内）は史跡指定地外ではあるが、城郭の東側に存在した堀跡と推

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

定されているため、城郭に関連する施設跡として下記に含める。

表 3.1 発掘調査履歴

調査区	年度	事業箇所	内容
1	平成 7 年 (1995)	三光寺遺跡	現在の犬山丸の内緑地及びキャスルパーキング付近に所在した「三光寺御殿」の遺構を確認するための調査。江戸時代の石組溝の下位に南北方向に延びた大型遺構を検出。戦国時代から織豊期まで遡る可能性が指摘されている。
2	平成 21 年 (2009)	本丸東側斜面	本丸東側斜面の中腹にある狭い平坦面の性格把握のための調査。 西部で硬いチャートで構成された山の斜面を削って急峻な崖面を作り出した切岸を確認。切岸は平坦面を挟んで2段構成となっている。礫層から12世紀末～13世紀中期頃と18世紀以降の陶磁器類が出土し、その他瓦類も出土したが、これらから切岸の構築年代を推定することは困難である。
3		本丸東側の山裾平坦面	江戸時代の絵図で東谷の武家屋敷地と想定されていた部分を確認するための調査。 明治19年(1886)の郷瀬川開削後に平坦面が造成されたため、武家屋敷の遺構面は滅失されたものと推定。
4		樅の丸の南西、現三光稲荷神社の北西にある山裾平坦面	江戸時代の絵図で西部の武家屋敷地と想定されていた部分を確認するための調査。 地山を削り残す形で構築された土塁状遺構を確認。
5		樅の丸西側の空堀	空堀の断面形状確認のための調査。標高約57メートル付近で堀底を検出、土塁との高低差は約3メートルであることが判明。堀底は幅約3.5メートルの平坦面で、横断面は逆台形であることが判明。堀の西側及び東側の斜面は人工的に岩盤が削られ、45度の傾斜になっていた。東側斜面下端部で石積みらしき石材を確認。調査区10での調査結果を勘案すると切岸最下部に構築された石垣の一部である可能性が高い。
6		本丸西側の空堀と帯状平坦面(土塁)	空堀の断面形状確認のための調査。標高約60メートル付近で堀底を確認、幅約2メートルの平坦面を検出、横断面は逆台形であることが判明。平坦面との高低差は約1.2メートルであった。 本丸から樅の丸の東側にかけて伸びる堀は切岸と一体化されていることを確認。
7	平成 22 年 (2010)	本丸東側斜面	調査区2で確認された切岸の南側への連続性を確認するための調査。最大で約2メートルの土砂の下位にチャートの岩盤を削り急峻な崖に加工された切岸と下部の

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

調査区	年度	事業箇所	内容
			平坦面を確認。切岸は高低差約 3.5 メートルで傾斜は約 80 度であった。切岸直下の平坦面からは遺構は検出されなかった。
8		杉の丸東側斜面	測量調査で確認された南北に延びる平坦面の性格把握のための調査。調査区西壁にある岩盤は、高低差約 2.5 メートル、傾斜約 60 度の人工的な切岸であることを確認。本丸周辺で確認された（調査区 2、6、7）切岸と比較して、高さは低く緩いことから、逆に本丸周辺は元々急峻な地形を生かして強固に防御されていたことが明らかとなった。
9		桐の丸東側斜面	測量調査で確認された平坦地の実態把握のための調査。人頭大の川原石（円礫）が 8 段積まれた、高さ約 2 メートルの石積みを確認。円礫の隙間には砂が充填され、崩落防止のために補強されていた。石積みの裏側には裏込施設は確認されなかった。土留めとして近代以降に積まれたものと推定される。
10		樫の丸南西側斜面	調査区 5 で検出された堀と石積みの一部の範囲と性格把握のための調査。堀の東側で概ね直方体状の石材で積まれた石垣を確認。調査区 5 で検出された石垣と違って、大手道から見える位置にあり、見せることを意識して構築された石垣である可能性が高い。近世初頭に構築された石垣である可能性が考えられる。
11		本丸南部の西側斜面	堀の西側の土塁状況を確認するための調査。堀の横断面は逆台形状となり、底部は平らに加工されていることが確認された。
12		犬山城城郭の東側 （旧名鉄犬山ホテル敷地内） * 史跡指定地外	東側の堀の残存状況と範囲を確認するための調査。堀の範囲の特定には至らず。また堀底部の検出には至っていないが、堀埋土は水分を多く含み、近世後期の陶器が出土した。絵図から水堀であったことが推定されており、堀が今もなお地下に良好に保存されていると推測される。
13	平成 23 年 (2011)	犬山城城郭の南端 （大手門まちづくり拠点施設敷地内）* 追加指定候補地	大手門から東に延びる堀の範囲を確認するための調査。堀 1 条と集石遺構 1 基を検出。
14		犬山城城郭の南端 （旧犬山市福祉会館駐車場内） * 追加指定候補地	大手門枅形の遺構残存状況把握のための調査。調査区南壁付近で堀（大手門から西に延びる近世犬山城に伴う堀と推定）の北端部分、さらにその北側から土塁の基礎部分と推定される盛土を検出。土塁の下から 16 世紀前半頃の溝を検出。
15		旧犬山市体育館西側	犬山城西御殿に関する遺構の残存状況確認のための調査。近世以前の遺構は検出されなかった。
16	平成 29 年 (2017)	旧犬山市体育館跡地	平成 29 年（2017）に撤去された旧犬山市体育館跡地における、西御殿に関する遺構の残存状況確認のための調査。礎石跡や井戸等を確認。井戸及び三和土と推定される不明遺構が西御殿に関連する遺構であると考えられ、

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

調査区	年度	事業箇所	内容
			西御殿の所在を立証できた。
17	令和 2年 (2020)	犬山城城郭東側外堀付近	排水路付替工事に伴う発掘調査。内田門に通じる外枡形虎口の一部と考えられる盛土遺構を確認。
18	令和 3年 (2021)	犬山市福祉会館跡地	犬山城大手門枡形跡の史跡追加指定に向けた基礎資料を得るための確認調査。第6次調査、第7次調査の2回実施。 第6次で旧犬山市福祉会館建設時に確認された石垣の残存状況確認として地下室下面の試掘調査を実施、第7次で堀、土塁などの遺構の残存状況や位置、形状を確認するためのトレンチ調査を実施。近世の遺構として、犬山城の外堀の基礎的な情報と、堀の屈折部を確認。堀が構築された年代の特定には至らなかった。また戦国期の犬山城の堀の一部を確認。
19	令和 4年 (2022)	黒門跡礎石	犬山城の大手道上にあった4つの門のうちの第2の門である。門は丹羽郡大口町の徳林寺に移築されており、現存しない。 調査の結果、表出していた礎石と思われる石は原位置を留めていないことがわかった。 礎石の抜き取り痕と考えられる遺構を1箇所検出したが、門の位置の特定には至らなかった。

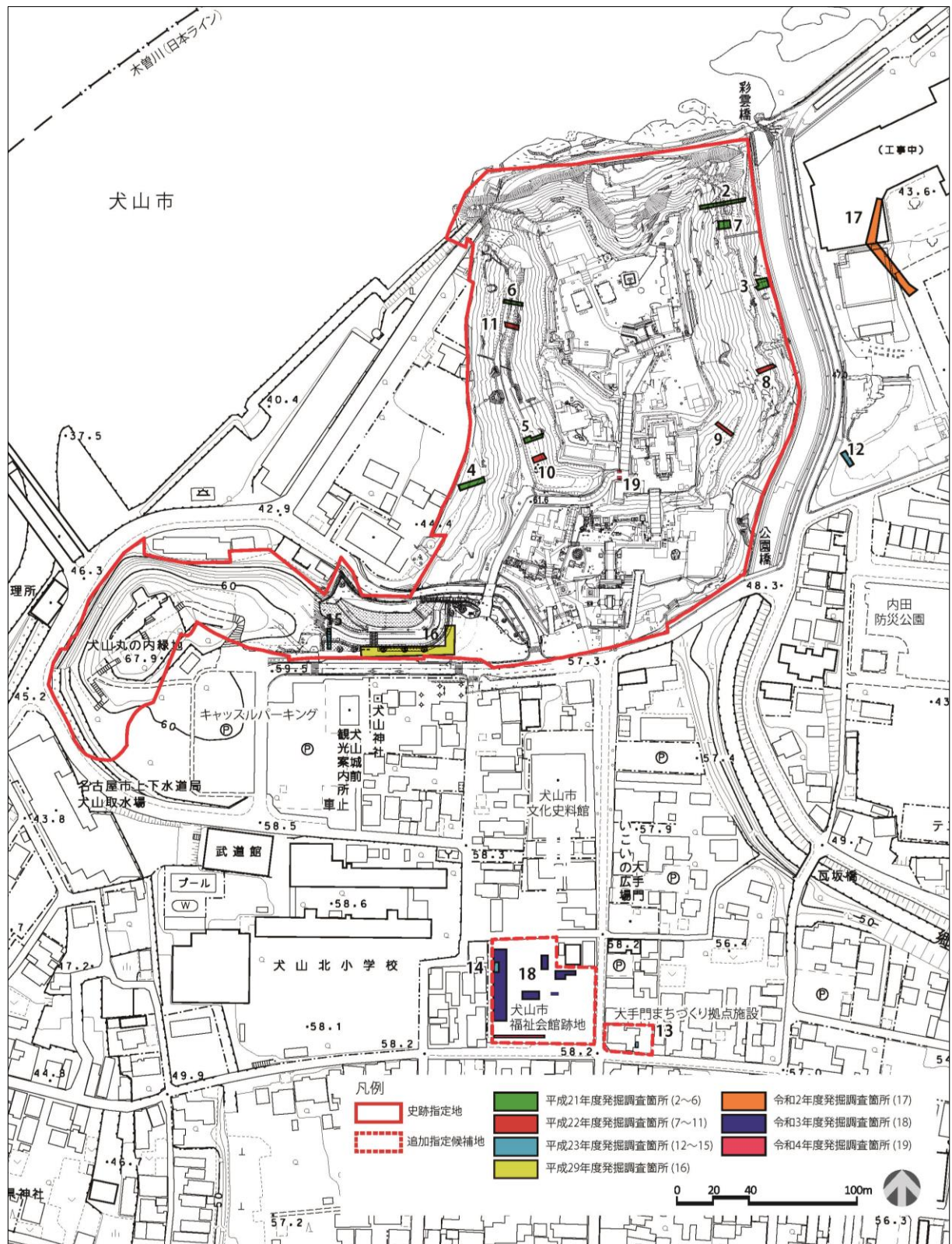


図 3.1 発掘調査区 位置図

3-2-3 史跡の本質的価値と構成要素

「史跡の本質的価値」とは、文化庁発行の『史跡等整備のてびき』によると「史跡指定地内の土地に存在する遺跡が、土地と一体となって有するわが国の歴史上又は学術上の価値」である。史跡が有する本質的価値とその構成要素を特定し、それらを適切に保存・管理し、次世代へ確実に継承していくことが重要である。

「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」にまとめられた史跡犬山城跡の本質的価値と、史跡を構成する諸要素を以下に示す。

① 史跡犬山城跡の本質的価値

- (1) 階層的な城郭構造を特徴とする織豊系の縄張りを持つ城郭の代表例であり、大手道に複数の外枡形が連続する。断崖等の自然地形や土地の高低差を生かして土塁や切岸等により防御を固めた初期の段階から、石垣や櫓、門などの建造物を整備し、近世城郭として完成するに至る戦国期から近世にかけての城郭の変遷を知る上で重要な城跡である。
- (2) 木曾川を背にした標高約 85 メートルの独立丘陵（通称「城山」）を中心に築かれ、国宝に指定された天守と城郭構造を特徴づける自然地形、縄張り構造が現在も残り、当時の城郭の有様を想起させる。
- (3) 織田信康がかつての居城であった木之下城を移したことに始まるといわれ、尾張と美濃の国境付近、戦時には最前線となり、平時には他地域との物流・交流の接点となった要衝の地に位置する。南の台地上に発展し、総構により囲まれた城下町、三の丸を画する堀の内側に位置し、城郭の一部をなした三光寺山が、城郭の中心である城山と一体となって近世城郭の歴史的景観を構成している。

② 史跡犬山城跡に関する諸要素の体系

史跡の保存においては、史跡を構成している諸要素を適切に定義し、それらを確実に把握することが極めて重要である。図 3.2 に史跡犬山城跡に関する諸要素分類の体系を示す。

「Ⅰ. 史跡犬山城跡を構成する諸要素」は、「A. 本質的価値を構成する諸要素」と「B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」に大別される。

「A. 本質的価値を構成する諸要素」には、先に述べた (1) から (3) の本質的価値を構成する、土地と一体となった遺跡を構成する遺構等を含む。

「B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」はさらに「1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素」と「2. その他の諸要素」に細分される。「1. 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素」には、廃城から現代にいたるまでの間に付加された史跡と一体をなすものが含まれる。「2. その他の諸要素」は本質的価値を保存・活用するために設けられた諸施設と、史跡の本質的価値と直接関係しない施設や、本質的価値を低下させる恐れがあり、将来的に移転や撤去を検討するものが含まれる。

さらに、「Ⅱ. 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素」として、「犬山城の価値に関連する諸要素」、「史跡犬山城跡の保存・活用のための施設」、「現在の城郭形態が整う以前の遺構」の3つが位置付けられる。

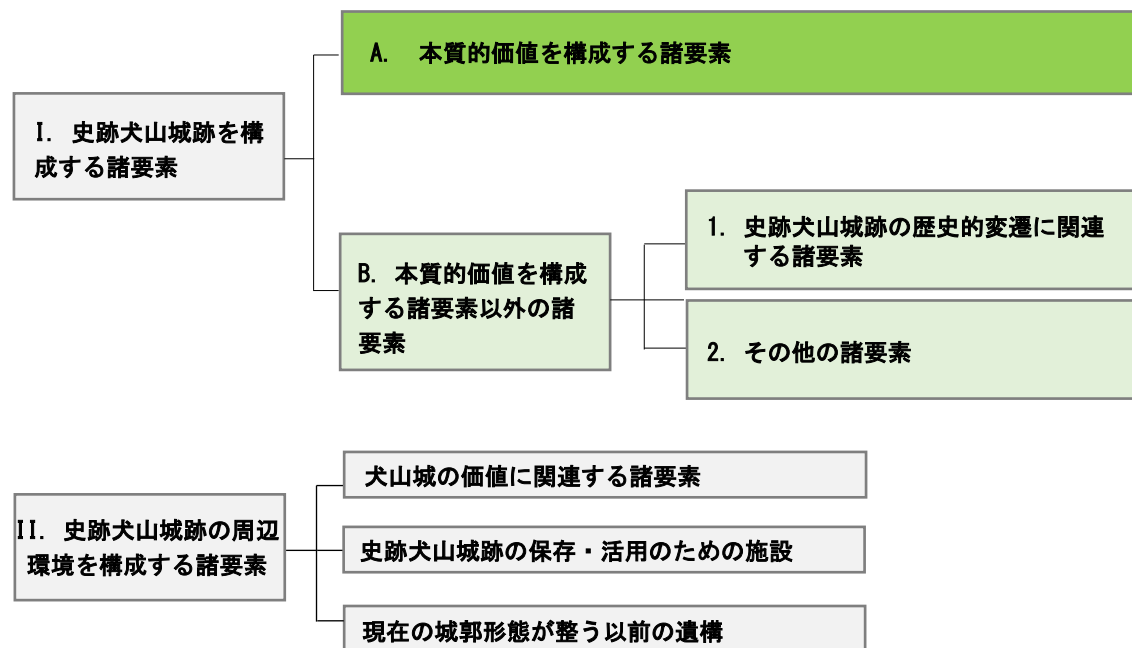


図 3.2 史跡犬山城跡に関する諸要素の体系

表 3.2 「I. 史跡犬山城跡を構成する諸要素」の分類

A. 本質的価値を構成する諸要素	B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	
	B-1. 史跡犬山城跡の歴史の変遷に関連する諸要素	B-2. その他の諸要素
・土地と一体になって有する我が国の歴史上又は学術上の価値を構成する建造物・石垣・地形、埋蔵遺構・遺物。	・犬山城が現在に至る変遷の中で付加された史跡と一体をなすもの。	・Aに分類された諸要素の保存・活用を目的として付加された諸施設。 ・史跡の本質的価値と直接関係しない施設や、価値を低下させる恐れがあり将来的に移転や撤去を検討するもの。
① 歴史的建造物 ・天守、天守台 ② 縄張り ・曲輪、大手道 ③ 歴史的構造物 ・切岸、石垣、堀跡、門跡礎石 ④ 自然地形 ・断崖 ⑤ 地下に埋蔵されている遺構・遺物 ・櫓跡、門跡、堀跡、土塁、その他城郭関連遺構	① (公財)犬山城白帝文庫事務所 ② 宗教施設 ・針綱神社 ・三光稲荷神社	① 石碑類 ・記念碑、顕彰碑等 ② 樹木・樹林 ③ 維持管理・運営施設等 ・案内施設 ・管理施設 ・休憩施設 ・便益施設 ・活用施設 ・防災施設 ・インフラ施設 ・修景施設 ④ 道路 ・市道 ⑤ 広場・公園施設 ⑥ 近代以降の石垣・擁壁等

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

次に、図 3.2 で示した諸要素の体系の概要を示す。

I. 史跡犬山城跡を構成する諸要素

A. 本質的価値を構成する諸要素

史跡の指定理由、指定案件に示された特性や価値を有する要素であり、城郭を構成する歴史的建造物や縄張り、歴史的構造物（切岸、石垣、堀跡及び門跡礎石等）、また犬山城の特徴でもある、自然地形を利用した立地構造、地下に埋蔵されている遺構・遺物等が含まれる。我が国の歴史上又は学術上の価値の高いもので、改変することなく確実に保存すべきものである。

B-1 史跡犬山城跡の歴史的変遷に関連する諸要素

犬山城が現在に至る変遷の中で付加された諸要素で、史跡と一体をなすものを含む。ここには、史跡地内に存在する、事務所や神社等が含まれる。また、将来的に建造物の復元や遺構整備がおこなわれた際、それらは「I-A」に分類された諸要素の保護に好影響を及ぼすものとして、この項目に位置付ける。

B-2 その他の諸要素

文化財の保存・活用を目的として配置された施設等で、遺構や歴史的建造物等の調査や整備に応じて更新を図る必要があるもの、あるいは時間経過の中で自然的・人為的に付加されたものが含まれる。史跡指定地内に存在する樹木・樹林等は記念植樹されたものや修景目的で植樹されたものも含め、「樹木・樹林」として位置付ける。さらに史跡の本質的価値と直接関係しない施設や価値を低下させる恐れがあり、将来的に移転や撤去を検討する必要があるものについてもこの分類に位置付ける。

II. 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素

史跡指定地外にあって、犬山城の価値に関連する諸要素で、絵図や古記録等に残り、地下に埋蔵されている可能性のある遺構・遺物を位置付ける。また城下町の町割りおよび景観として史跡指定地と連続し、一体となっている地域環境やこれを構成するもの、廃城に伴い移築され、現存する建造物も含める。

表 3.3 「II. 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素」の分類

諸要素区分		諸要素
犬山城の価値に関連する諸要素	追加指定の可能性があるもの*	・大手門枳形跡、堀跡、土塁跡（犬山市福祉会館跡地及び大手門まちづくり拠点施設敷地内）
	* この要素については、将来的に追加指定になった場合に「I-A-②：縄張り」あるいは「I-A-③：歴史的構造物」に組み込まれる。	
	縄張りや城郭を構成する要素（地下に埋蔵されている遺構・遺物を含む）	・馬出しの遺構、堀跡（旧名鉄犬山ホテル内） ・内田門跡、清水門跡、埋門跡（西側及び北側）、西谷門跡、丑寅櫓跡 ・城下の大手道（本町通り） ・総構を特定する石垣、堀跡 ・三光寺遺跡
	宗教施設	・犬山神社

	犬山城と一体的に保存・活用を図るべき諸要素	・ 城下町の町割り ・ 木曽川
	犬山城から移築された櫓・門等	・ 個人宅土蔵（伝宗門櫓）、瑞泉寺山門（伝内田門）、浄蓮寺山門（伝松之丸表門）、常満寺山門（伝松之丸裏門）、専修院山門（伝矢来門）、徳林寺山門（伝黒門）、運善寺山門（不明）
史跡犬山城跡の保存・活用のための施設		・ キャッスルパーキング
現在の城郭形態が整う以前の遺構		・ 丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡（現犬山市文化史料館）の鎌倉時代以前の遺構

・ 犬山城の価値に関連する諸要素

史跡周辺（史跡指定地外）にあり、かつての犬山城内に所在する縄張りや城郭を構成する要素で、地下に埋蔵されている遺構・遺物、明治期の廃城の際に犬山城から周辺の寺院等に移築された櫓・門等、犬山城と一体的な保存・活用を図るべき諸要素で、本質的価値を構成する諸要素と同等の保存を検討すべきものが含まれる。追加指定候補地で確認された遺構については、追加指定後、「I-A-②：縄張り」あるいは「I-A-③：歴史的構造物」に位置付ける。さらに、歴代の犬山城主を祀る犬山神社も、歴史上犬山城と関連があるものとして捉える。

・ 史跡犬山城跡の保存・活用のための施設

史跡周辺（史跡指定地外）に所在する、史跡犬山城跡の保存・活用のための施設。キャッスルパーキングが該当する。

・ 現在の城郭形態が整う以前の遺構

現在の城郭形態が整う以前の遺構。特に、丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡など、鎌倉時代以前の遺構が該当する。

表 3.4 に史跡犬山城跡の構成要素の詳細について一覧に示す。

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

表 3.4 史跡犬山城跡の構成要素の詳細（青の網掛部分については 3-2-4 で詳細説明）

	諸要素区分	諸要素	
A. 本質的価値を構成する諸要素	①歴史的建造物	本丸：天守、天守台	
	②縄張り	曲輪（本丸、杉の丸、桐の丸、樅の丸、松の丸）、大手道	
	③歴史的構造物 ※目視できる遺構	本丸：櫓台石垣（千貫櫓、弓矢櫓、鉄砲櫓、大砲櫓、多聞櫓）、七曲門跡礎石、曲輪石垣、 杉の丸：櫓台石垣（器械櫓、御成櫓） 樅の丸：櫓台石垣（屏風櫓）、曲輪石垣 桐の丸：櫓台石垣（道具櫓） 松の丸：曲輪石垣 大手道：松の丸表門跡礎石、黒門跡礎石 城山外縁： 北麓：櫓台石垣（水之手櫓） 東麓：切岸 西麓：石垣、切岸、土塁、堀跡	
	④自然地形	城山外縁：断崖	
	⑤地下に埋蔵されている遺構・遺物 ※絵図に描かれているもの ※櫓跡等の建物跡は地下遺構として捉える ※門や櫓の <u>推定地</u>	本丸：千貫櫓跡、弓矢櫓跡、鉄砲櫓跡、大砲櫓跡、多聞櫓跡、番所跡、下番所跡 杉の丸：器械櫓跡、御成櫓跡、多聞櫓跡 樅の丸：屏風櫓跡 桐の丸：宗門櫓跡、道具櫓跡 松の丸：坤櫓跡、巽櫓跡、松の丸裏門跡、内堀跡（埋立）、松の丸御殿跡 大手道：大手道、鉄門跡、岩坂門跡、矢来門跡、中門跡、風呂屋跡 西御殿跡：西御殿跡、門跡 城山外縁： 北麓：水之手門跡、東谷門跡、水之手櫓跡、七曲道跡 東麓：切岸、櫓門跡、道跡（松の丸裏門から北方向に延びる道） 西麓：土塁	
B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	B-1. 史跡犬山城の歴史的変遷に関連する諸要素	①（公財）犬山城白帝文庫事務所	事務所、収蔵庫

	諸要素区分	諸要素
B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		②宗教施設 針綱神社 末社：市神社、多賀神社、金毘羅社、秋葉社、太宰府天満宮分霊社、愛宕社 関連施設：拝殿、本殿、控殿、参集殿、鳥居、社務所、ベンチ、参道、参道階段、参道脇石柵、敷地囲い石柵、狛犬、玉垣、駐車場、灯籠、石碑、国旗掲揚ポール、照明灯、提灯かけ、絵馬掛け、蠟燭立て、祓い所、鈴木胤撰文の常夜灯、石井戸、御神砂、行事予定案内板、太鼓橋、トイレ、神社名称石柱、由緒書、御神馬舎、ポンプ（松）御神馬記念像等、初老記念石碑 三光稲荷神社 猿田彦神社、山之神、虫鹿子守神、姫亀神社、銭洗稲荷神社、三狐地稲荷社 関連施設：拝殿・本殿（三光稲荷神社）拝殿（猿田彦神社）、倉庫、鳥居、社務所、ベンチ、参道、参道階段、参道脇石柵、狛狐、玉垣、灯籠、石碑、手水鉢（舎）、照明灯、提灯かけ、絵馬掛け、銭洗い池、行事予定案内板、藤棚、神社名称石柱
	B-2. その他の諸要素	①石碑類 本丸：高節凌雲霄、内外一誠、内藤丈草句碑、鈴木玄道顕彰碑、日本さくらの会石碑等 桐の丸：鈴木文拙顕彰碑、大正天皇即位記念碑、柴山伴男顕彰碑等 松の丸：加藤兼行顕彰碑、高田快晴顕彰碑、斎藤富三郎歌碑、明治百年記念碑等 大手道：小沢蘆庵歌碑 西御殿跡：中川清蔵主記念碑、宝暦治水薩摩義士之碑、下山順一郎胸像、中部読売新聞社選定 東海の観光と史跡認定地碑、国宝犬山城記念碑等
		②樹林・樹木 修景樹木、記念植樹、樹林等 本丸：大杉様 松の丸：夫婦樟
		③維持管理・運営施設等 案内施設：説明板（大・小）、案内板、注意板、史跡標柱、火気厳禁の表示看板等 管理施設：木柵、柵（有刺鉄線）、柵（石柱・チェーン）、犬山城管理事務所、券売所、管理用門、倉庫、拡声器、詰所等 休憩施設：木製ベンチ、四阿、椅子 便益施設：天守前雨除けテント、自動販売機置場、公衆トイレ、売店、階段（石段）、天守前階段、電話ボックス 活用施設：犬山城隅櫓兼茶室（永勝庵）、投光器 防火・防災施設：防犯装置、ホース格納庫、消火栓、放水銃、消火ポンプ室、 インフラ施設：雨水排水溝、分電盤、送水管、電柱、側溝、上水道 修景施設：植栽プランター、石畳、整備路、土塀、植栽柵

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

	諸要素区分	諸要素	
B. 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		④道路	市道
		⑤広場・公園施設	西御殿跡：犬山城前広場 三光寺山：犬山丸の内緑地
		⑥近代以降の石垣・擁壁等	本丸：玉石練積、コンクリート擁壁 杉の丸：玉石練積、コンクリート擁壁 桐の丸：玉石練積、練石積 松の丸：玉石練積、練石積 大手道：玉石練積 西御殿跡：玉石練積 城山外縁：玉石練積、コンクリート擁壁 三光寺山：コンクリート擁壁

3-2-4 将来的に遺構整備の可能性がある要素の把握とその歴史的変遷

表 3.4 のうち、「A. 本質的価値を構成する諸要素」の「⑤地下に埋蔵されている遺構・遺物（青の網掛け部分）」ならびに曲輪を構成する石垣、土塁、堀跡等は歴史的変遷において滅失あるいは潜在化している可能性がある遺構である。これらは絵図等の史資料においてその存在を確認することができるため、今後発掘調査などの調査・研究によっては、将来的な復元及び遺構整備に結び付く可能性がある。それゆえ、潜在化している遺構については顕在化している遺構と同様に、その歴史的背景や変遷を把握することは重要である。本項では、それらの諸要素について、『犬山城総合調査報告書』（犬山市教育委員会 2017）に掲載されている絵図をはじめとする歴史資料調査の成果に基づき、犬山城の縄張り、曲輪配置、城郭内に存在した建造物、石垣修理の変遷などについてまとめ、それらの歴史的背景及び変遷を把握する。

各項目における「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」の参照箇所は以下のとおりである。

ア 犬山城の縄張り（曲輪の配置と大手道）「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画 第2章第3節（3）ア」

イ 曲輪形状の変遷「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画 第2章第2節1」

ウ かつて存在した建造物「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画 第2章第3節（3）ウ」

エ 石垣の変遷「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画 第2章第3節2（2）」

ア 犬山城の縄張り（曲輪の配置と大手道）

犬山城は、天守のある本丸を最高所の北端に置き、南に向かって中央に大手道を開いている。大手道の東側に杉の丸、桐の丸、松の丸が、大手道の西側に櫓の丸がそれぞれ階段状に配置されている。本丸を含むすべての曲輪は相互に行き来できないよう設計され、大手道を介して半独立的に接続する基本構造となっていることが特徴的である。

測量図によると、大手道は櫓の丸に向かって西側に傾斜していく旧地形のぎりぎり西端に設計されており、地形に沿って曲輪を配置した場合、櫓の丸は大手道から見下ろされた下位空間になるはずであった。しかし、櫓の丸の大手道側に堅石垣を築くことにより、本来の地形による空間の上下関係を逆転し、櫓の丸は大手道を見下ろす空間となり、大手道の防御を可能にした。

正保城絵図ではいずれも「二ノ丸」と呼称されていた杉の丸、桐の丸、櫓の丸の3つの曲輪のうち、杉の丸、桐の丸には大手道に対して重層の櫓が設けられていた。一方、櫓の丸には、中門を突破した敵に対する防御として曲輪の南西隅に屏風櫓が設けられたが、黒門を抜けた先の大手道に対しては櫓が設けられず、大手道を挟んで東側の杉の丸、桐の丸が優位な空間として位置付けられていた。

大手道が行きつく本丸の入り口には「鉄門」と呼ばれる櫓門があった。そしてその櫓門の前で大手道は大きく屈曲し、その先には城道の前後を仕切る形で「岩坂門」と呼ばれる門が設けられ、このようにして外柵形Aを構成した。さらに、この岩坂門を南に出た大手道は、杉の丸、桐の丸、櫓の丸に囲まれて見下ろされた直線区間を構成し、桐の丸の張り出しに対応して大手道が西側へ直角に折れ曲がった先に「黒門」を設置し、外柵形Bを構成した。さらに「黒門」を出た大手道は西に向かいながら、2度屈曲して「矢来門」に至り、外柵形Cを形成した。「矢来門」を出た大手道は、さらに南に屈曲して「中門」に至り、外柵形Dを形成した。

このように犬山城の縄張りは外柵形コンプレックス（複合体）を軸として全体が構成されており、縄張り構成はよく遺存している。



図 3.3 原図「犬山城修復願雛形絵図」安永 9 年（1780）犬山城白帝文庫蔵（一部加工・編集）

イ 曲輪形状の変遷

明治8年(1875)に内務省が愛知県に対して、旧犬山城郭の一部の地所と天守を「稲置村全区公園」とし、その保存を土地の人民に任せることを指示し、旧城郭のうち11,106坪を公園地、そのうち1,268坪を針綱神社遷座地とされた。針綱神社は、明治15年(1882)に現在の桐の丸内へ移転し、公園の風致を守るために、周囲の山林3,120坪を保存した。この針綱神社の遷座に伴い、桐の丸と杉の丸の形状の一部が大きく改変された。

また、昭和 39 年（1964）に、三光稲荷神社が三光寺山から松の丸跡の現在地に遷座された。この神社の移転に伴い、松の丸にあった空堀を埋めたと見張堤敷（櫓堤）と合わせて整地された。その後、三光寺山は昭和 60 年（1985）に都市計画決定された緑地公園「犬山丸の内緑地」として整備された。さらに、かつての城主の住居及び政庁であり、犬山藩庁、犬山県庁として使用された西御殿跡は、大正年間にはその跡地に犬山市中央公民館が建てられるなど公共用地として使われ続け、昭和 38 年（1963）には旧犬山市体育館が建てられた。体育館は平成 29 年（2017）3 月に除却され、現在は、城前広場となっている。

ウ かつて存在した建造物

絵図から確認できる門、櫓等については下記のとおりである。史跡犬山城跡には、かつての門や櫓は現存していないが、一部は礎石が残っており、寺院等に移築されている門や櫓もある。その他、石垣等を含む建造物について以下にまとめる。

【本丸】

「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4）には、本丸の周囲に石垣が築かれ、北西隅に天守がある。天守は三重で南面と西面に附櫓を備えており、現状と変わりはない。このうち現存するのは天守のみで、七曲門は門の礎石が、千貫櫓は石垣のみが残されている。これら以外の建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

本丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

天守（北西隅）／番所（鉄門を入ったところ）／下番所（鉄門入口の石段上）／七曲門（北東隅櫓門）／大砲櫓（南東隅櫓）／大門（鉄門）（南面櫓門）／鉄砲櫓（南西突出部先端）／弓矢櫓（西面中ほど）／千貫櫓（天守北西奥）／七曲門から大砲櫓にかけての多聞櫓（東辺）



図3.4「犬山城絵図」正保4年（1647）徳川林政史研究所蔵（部分）

【杉の丸】

「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4）によると周囲に石垣が築かれており、地形上本丸より一段低くなっている。北辺は本丸南面の石垣に、西辺は大手道に接しており、南東隅と南西隅に櫓が組まれ門も配されていた。これらの建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

杉の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

器械櫓（南東隅櫓）／御成櫓（南西隅櫓）／器械櫓から本丸にかけての多聞櫓（東辺）

【桐の丸】

「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4）によると、周囲に石垣が築かれていた。地形上杉の丸よりも一段低くなっている。北辺は杉の丸南面の石垣に、西辺は大手道に接しており、北寄りに門（西門、開口のみ）を構えていたが、門跡の礎石は残っていない。南東隅と南西隅に櫓が組まれていた。宗門櫓は廃城後に払い下げられ、現在は江南市の個人宅に移築されている。その他の建造物は現存していないが、

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

絵図等で位置を確認することができる。

桐の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

宗門櫓（南東隅櫓） / 道具櫓（南西隅櫓）

【縦の丸】

「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4）によると、周囲に石垣が築かれていた。地形上本丸よりも一段低くなっている。北辺は本丸の南西面の石垣に、東辺は大手道に接し、東門（開口のみ）を構えていた。南西隅に櫓が組まれていた。これらの建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

縦の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

屏風櫓（南西隅櫓）

【松の丸】

「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4）によると、桐の丸と大手道に接する北面以外は土塁となっていた。桐の丸より一段低くなっており、北面東側は桐の丸南面の石垣と接していた。北面西側は大手道に面し、門が構えられていた。南東隅と南西隅に櫓が組まれていた。松の丸門（北西隅）と松の丸裏門（北東隅）は廃城後に払い下げられ、それぞれ愛知県一宮市にある浄蓮寺と犬山市にある常満寺に移築されたと伝わる。松の丸門跡は礎石のみが残る。その他の建造物は現存していないが、絵図等で位置を確認することができる。

寛文7年（1667）の「犬山城絵図」（図3.5）を見ると、松の丸北東隅の門の両側が石垣となっており、その南側は塀を撤去して、東側に一段低くして曲輪を拡張している。

また天和元年（1681）の「尾張国犬山城絵図」（図3.6）を見ると、東側に拡張された曲輪との段差がなくなり、それまで土塁となっていた東・南・西面が石垣に改められ、併せて南東隅櫓と南西隅櫓の下も石垣となっている。

松の丸内における建造物の配置は下記のとおりである。

松ノ丸門（表門）（北西隅、大手道に面する） / 松ノ丸裏門（北東隅）、巽櫓（南東隅櫓） / 坤櫓（南西隅櫓） / 松の丸御殿

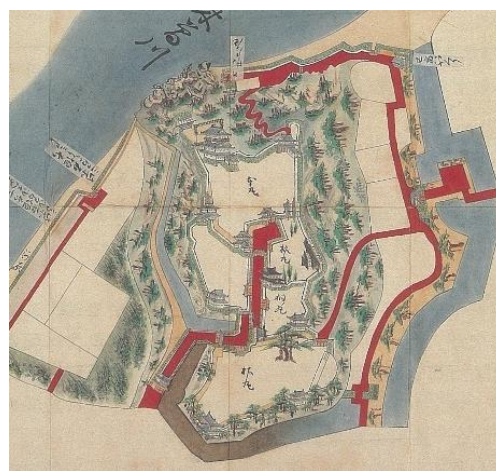


図 3.5 「犬山城絵図」寛文7年（1667）
犬山城白帝文庫蔵（部分）

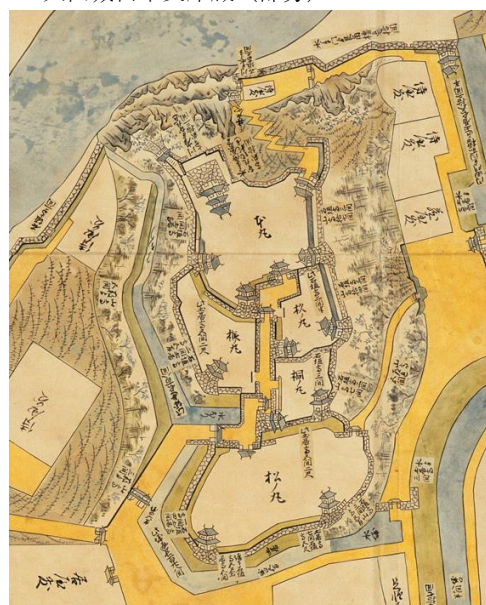


図 3.6 「尾張国犬山城絵図」
天和元年（1681）犬山城白帝文庫蔵（部分）

【大手道】

大手道上には第一から第四まで4つの門があった。本丸の鉄門から南に下ると岩坂門（第一の門）、さらに南下し、桐の丸の南西隅櫓（道具櫓）のところでいったん西に折れ曲がる場所に黒門（第二の門）、黒門を出てすぐに南に折れて松の丸に突き当たり、さらに松の丸に沿って西に折れた先に矢来門（第三の門）、矢来門を出て、松の丸の西側の堀に沿って南に折れると城山の入口となり、そこに中門（第四の門）が設けられていた。これら4つの門は現存しないが、黒門は2箇所礎石が残っている。また、矢来門と黒門は廃城後に払い下げられ、それぞれ愛知県扶桑町にある専修院、愛知県大口町にある徳林寺に移築されたと伝わる。

また、中門に入って大手道左手に城番のための風呂屋があった。遺構は残っていない。

城山北麓

城山の北麓は木曽川畔になっており、木曽川に沿って東西に延びる石垣が築かれていた。その西端には水之手門があり、石垣上に水之手櫓があった。東側に行くと、途中で東谷門があり、さらに東に進むと、東端に丑寅櫓があって、その櫓の西側の石垣の中に埋門が設けられていた。

これらの建造物は現存しておらず、水之手櫓及び丑寅櫓の石垣が残存しているのみである。

城山東麓

城山の東麓は堀と土塁が南北に延び、途中の堀の中に馬出しが設けられていた。馬出しの西側に土塁が築かれ、その土塁上に石垣を築いて内田門が設けられた。その西側の、松の丸に至る道の入り口に櫓門、内田門の南側に土蔵造の塩硝蔵、同じ平坦地の南端に虎口の石垣があり、虎口の門として清水門があった。この土塁の内側には侍屋敷や足軽屋敷があった。また、清水門を出ると、松の丸南面の水堀にぶつかり、その外側の道と接続するようになっていた。

これらの建造物は現存していない。また、この城山東麓部分は、明治期に郷瀬川が本来の城域に入り込む形で開削されたため、遺構が分断されており、残っていないものと思われる。さらに、旧名鉄犬山ホテル敷地の西端は、馬出し周辺にあたる。

城山西麓

城山の西麓、本丸と縦の丸の山裾には堀があり、その南側の大手道を含めて、これらの西側には侍屋敷、足軽屋敷、馬場があった。西側の木曽川の河原に沿って築かれた石垣の北寄りに埋門が設けられていた。これらの建造物は現存していない。

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

【大手門枡形】

正保4年(1647)の「犬山城絵図」をはじめとして、江戸時代に描かれた多くの絵図の中に、城内である大手門枡形と城外である大手口、そしてそれらを区画する外堀が描かれている。この堀が掘られた正確な時期は分かっていないが、「犬山里語記」には、二代正虎の時期(寛永2年(1625)～万治2年(1659))に名古屋街道の開通に伴い城下町から総構を直線で通行できるよう街道の付け替えが行われたと記載されており、「犬山城絵図(正保4年)」(図3.7)には大手門枡形が既に描かれていることから、名古屋街道付け替えと同時期に現在の形状に堀が構築されたとみられる。堀の規模については、「犬山城絵図(正保4年)」で大手口の西側に「深さ4間」(約7.2m)との記述があり、天和元年(1681)の「尾張国犬山城絵図」(図3.8)には「堀口拾間」(約18m)、「堀底より土居7間」(約12.6m)、「から堀」との記載があることから、幅18m、深さ7.2m、土居の高さ5.4m程度であり、空堀であったとみられる。外堀の内側には石垣が描かれておらず、素掘りであったとみられるが、安永9年(1780)の「犬山城修復願雛形絵図」(図3.9)など数点では大手口から大手門枡形に架かる橋の橋台と見られる石垣が描かれている。福祉会館建設工事の際に出土した石垣の写真(図3.10)が残されているが、写真に写っている箇所はこの橋台あたりと考えられ、部分的に石垣が構えられていたとみられる。

犬山城の大手口から外堀にかかった橋を渡ると大手門(高麗門)があり、鏡柱筋の上に切妻造屋根の大棟が見えるため、門の形式は高麗門と考えられている(図3.11)。枡形内に入ると番所と太鼓櫓があり、北へ直角に曲がったところに大手門(櫓門)が建っていた。これらの建造物は現存していない。

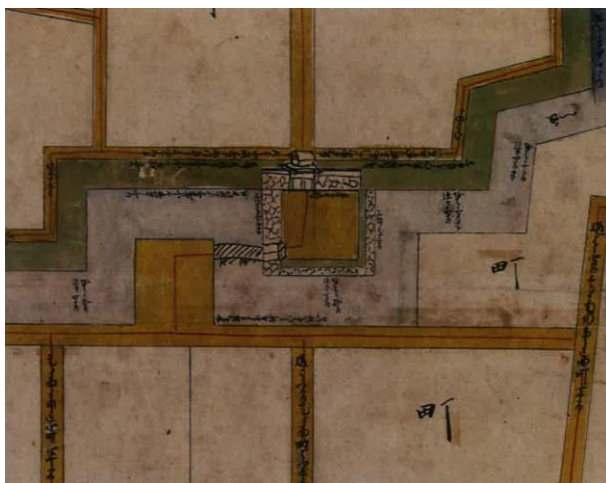


図3.7 「犬山城絵図」正保4年(1647)徳川林政史研究所蔵(部分)

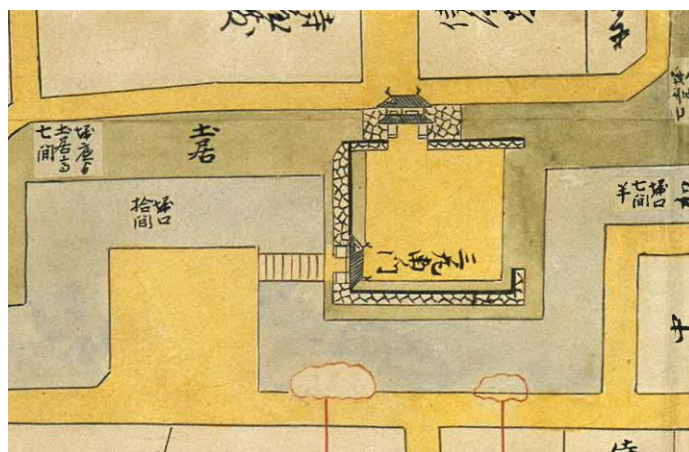


図3.8 「尾張国犬山城絵図」天和元年(1681)犬山城白帝文庫蔵(部分)

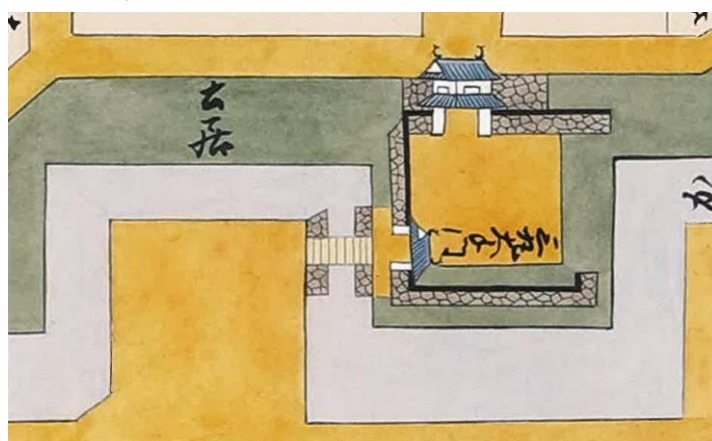


図3.9 「犬山城修復願雛形絵図」安永9年(1780)犬山城白帝文庫蔵(部分)

【大手門枳形】参考文献

- ・ 「犬山城跡第6・7次発掘調査報告書（大手門枳形跡（犬山市福社会館跡地）の調査） 第4章
まとめ」
- ・ 麓 和善 2017 第4章第2節第3項「(古写真で確認できる門・櫓)『大手二之門』」「犬山城総
合調査報告書」犬山市教育委員会
- ・ 図説犬山城 改訂版 第2章2「大手」公益財団法人 犬山城白帝文庫

第3章 指定地および追加指定候補地の概要



図 3.10 犬山市福祉会館建設時石垣出土写真



図 3.11 大手門（手前が高麗門、左手奥が櫓門）の写る古写真（明治元年、1868）個人蔵

犬山城白帝文庫歴史文化館編（2018）『図説犬山城 改訂版』公益財団法人犬山城白帝文庫

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

表 3.5 犬山城門・櫓一覧（着色部分は移築された門・櫓）

位置	通称	現存	現所在地		基礎	
			所有者	住所	櫓台	礎石
大手道	中門	×				×
	矢来門	○	専修院	扶桑町柏森		×
	黒門	○	徳林寺	大口町余野		2
	岩坂門	×				×
本丸	鉄門	×				×
	鉄砲櫓	×			○	×
	弓矢櫓	×			○	×
	千貫櫓	×			○	×
	七曲門	×				4
	大砲櫓	×			○	×
	多聞櫓	×			○	×
杉の丸	器械櫓	×			○	×
	御成櫓	×			○	×
	多聞櫓	×			×	×
桐の丸	宗門櫓	○	個人	江南市前飛保	○	×
	道具櫓	×			○	×
縦の丸	屏風櫓	×			○	×
松の丸	松の丸門	○	浄蓮寺	一宮市穂積		2
	松の丸裏門	○	常満寺	犬山市犬山		×
	巽櫓	×			×	×
	坤櫓	×			×	×
搦手路	東谷門	×				×
	水之手門	×				×
	水之手櫓	×			○	×
外縁部	内田門	○	瑞泉寺	犬山市犬山		×
	櫛門	×				×
	清水門	×				×
	埋門（東）	×				×
	丑寅櫓	×			○	×
	埋門（西）	×				×
	西谷門	×				×
	大手門（高麗門）	×				×
	大手門（櫓門）	×				×

※その他運善寺（一宮市浅井町）山門も犬山城からの移築と伝わるが同定できていない。

エ 石垣の変遷

犬山城城郭の中心部である城山に残存する地上遺構としての石垣を対象として、石垣の分布、残存状況、石材、石積手法および破損状況等について、調査範囲は縄張りを基準とした7地区に区分けし、調査を実施した。これらの石垣の状況は『犬山城総合調査報告書』に、「犬山城石垣 積み方一覧」及び「犬山城石垣 破損状況等一覧」としてまとめられている。ここでは、『犬山城総合調査報告書』の中から、各調査区における石垣等の現況を述べる。

a. 天守台

国宝犬山城天守の基礎となる石垣である。近世における修理の記録はほとんど見られないが、明治24年（1891）に発生した濃尾地震による被害が大きく、大部分が積み直されたと考えられている。その後、昭和36年（1961）から昭和40年（1965）にかけて実施された昭和の大修理において、根石を残して積み直された。

b. 本丸

国宝犬山城天守が所在する、城山の最上部にあたる曲輪である。最古の城下町絵図といわれている「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4参照）にも石垣が描かれている。濃尾地震による被害状況は不明であり、近年の修理実績はない。

c. 樅の丸

本丸の南西に位置し、城山の中腹にあたる曲輪である。「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4参照）にも石垣が描かれている。濃尾地震による被害状況は不明であり、近年の修理実績はない。

d. 杉の丸

本丸の南東に位置し、城山の中腹にあたる曲輪である。昭和7年（1932）から昭和40年（1965）代まで、城山浄水場が存在した場所である。「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4参照）にも石垣が描かれている。濃尾地震による被害状況は不明であり、近年の修理実績はない。

e. 桐の丸

杉の丸の南に位置する曲輪である。現在は、針綱神社本殿などが所在する。針綱神社は明治15年（1882）に現在地に移されている。「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4参照）にも石垣が描かれている。針綱神社の現在地への移転に伴って構築された石垣も多く分布し、当初の石垣が失われている場所もある。近年の修理実績はない。

f. 松の丸

桐の丸の南に位置し、かつて松の丸御殿が所在した場所である。現在は針綱神社の参集殿や三光稲荷神社などが所在する。三光稲荷神社は昭和39年（1964）に現在地に移された。「犬山城絵図（正保4年）」（図3.4参照）には石垣が描かれておらず、資料上、当該地において石垣が初見されるのは、「犬山御城当分絵図」である（図3.13参照）。針綱神社や三光稲荷神社の現在地への移転に伴い構築された石垣も多く分布し、当初の石垣が失われている場所もある。近年の修理実績はない。

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

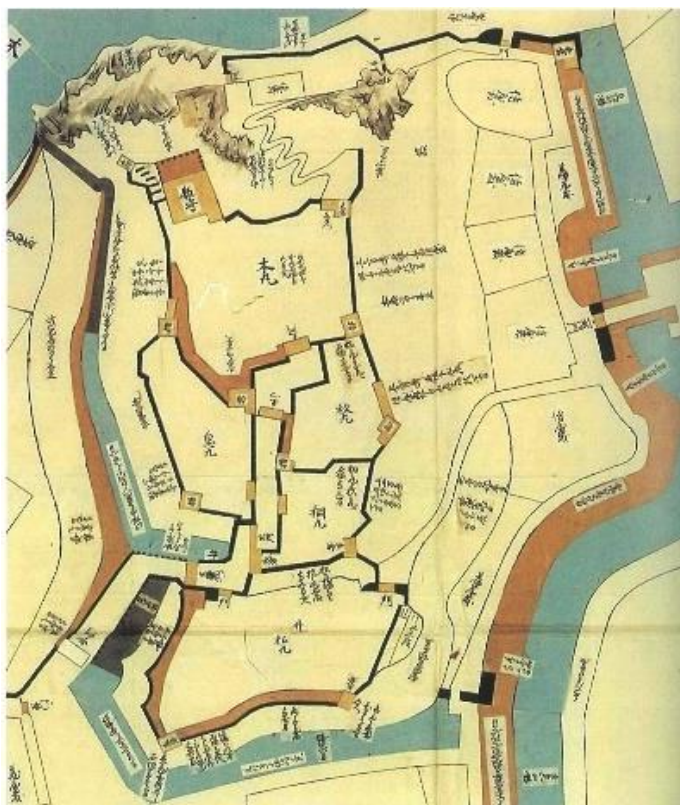


図3.13 「犬山御城当分の絵図」寛文8年(1668)
犬山城白帝文庫蔵(部分)

3-3 指定地および追加指定候補地の現状

3-3-1 土地等の所有関係

史跡犬山城跡における土地所有の詳細については、「3-2-1 史跡犬山城跡および追加指定候補地の現在に至る経緯」で史跡指定地の変遷とともに、その土地所有の変遷についても述べた。

史跡指定地はその大半が民有地であり、主な地目は、宅地、保安林、境内地である。

公有地として犬山市が所有する土地の多くは公園で、その他は保安林、山林、原野、公衆用道路、宅地である。

表3.6に土地所有状況と各面積を記し、図3.14に土地所有範囲を示す。

表3.6 史跡犬山城跡の土地所有状況及び指定面積一覧 (単位：平方メートル)

※それぞれの土地面積は登記簿の調査を基にしている。

	公有地	民有地	合計
合計	15,204.41	30,701.22	45,905.63



図 3.14 史跡犬山城跡および追加指定候補地における土地所有分布図

第3章 指定地および追加指定候補地の概要

3-3-2 管理団体の指定

史跡犬山城跡の管理をする地方公共団体として、平成30年（2018）7月30日文化庁告示第68号において、犬山市が指定された。

官報告示（文化庁告示第六十八号）官報第7315号 平成30年7月30日 月曜日

○文化庁告示第六十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年七月三十日

文化庁長官 宮田 亮平

名称	指定告示	地方公共団体名
犬山城跡	平成三十年文部科学省告示第二十三号	犬山市（愛知県）

3-3-3 公有化の状況

図3.14に示されるように、史跡指定地の大半は民有地であり、犬山丸の内緑地、城前広場（犬山市体育館跡）そして城山の西側外縁部の北西隅の一部が公有地である。今後、これらの民有地部分の公有化は行われない。また、史跡の追加指定候補地である、「犬山市福社会館跡地」および「旧大手門まちづくり拠点施設」はすでに公有地となっている。

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

史跡犬山城跡の本質的価値を確実に保存・継承し、その価値を顕在化するとともに広く活用していくためには、まずは史跡の現状と課題を洗い出し、必要な整備を行っていく必要がある。第4章では整備の優先度と、整備の目的を明らかにするため、「調査・研究」、「防災」、「保存整備」、「公開・活用整備」、「維持管理と運営」、「情報発信」、「周辺施設や関係機関との連携」、「広域連携」に分けて課題整理を行う。

4-1 調査・研究に係る現状と課題

本項では、「史跡指定地内」、史跡追加指定候補地である「大手門枡形跡」、そして「史跡指定地外」の3つの観点から調査・研究に係る現状と課題を述べる。

(1) 史跡指定地内の遺構分布及び遺存状況の把握

(ア) 現状

- ・ 史跡指定地内では発掘調査等がほとんど行われておらず、城郭内の建造物の正確な位置が把握されていない。史跡指定地内における建物の改築等に伴う工事立会が行われているが、本発掘調査に至った事例はない。
- ・ 現存する地上遺構としての石垣については、天守の昭和の大修理に伴う天守台の調査成果が知られている。土塁などの遺構についてはわずかにトレンチ調査が行われた程度で、現状の全体的把握には至っておらず、遺構の修理や文化財としての整備も実施されていない。
- ・ 石垣の分布状況、残存状況、石材、石積手法及び破損状況等については、平成24年度(2012)に犬山城総合調査の一環として目視による調査が行われており、現在石垣カルテを作成中である(令和9年度(2027)報告書作成予定)。
- ・ 堀に関しては、縦の丸西側と本丸西側で断面形状確認調査が実施され、断面形状と切岸の状況も一部判明している。
- ・ 犬山城から移築された黒門については将来的な復元整備を検討しており、大手道上に遺存する礎石周辺の詳細な発掘調査が行われたが、遺構は検出されなかった。
- ・ 大手道のうち、岩坂門跡付近から鉄門の間や黒門跡の西側付近は、絵図によると本来は枡形空間となっていたが、後世の改変により往時の姿を有していない。

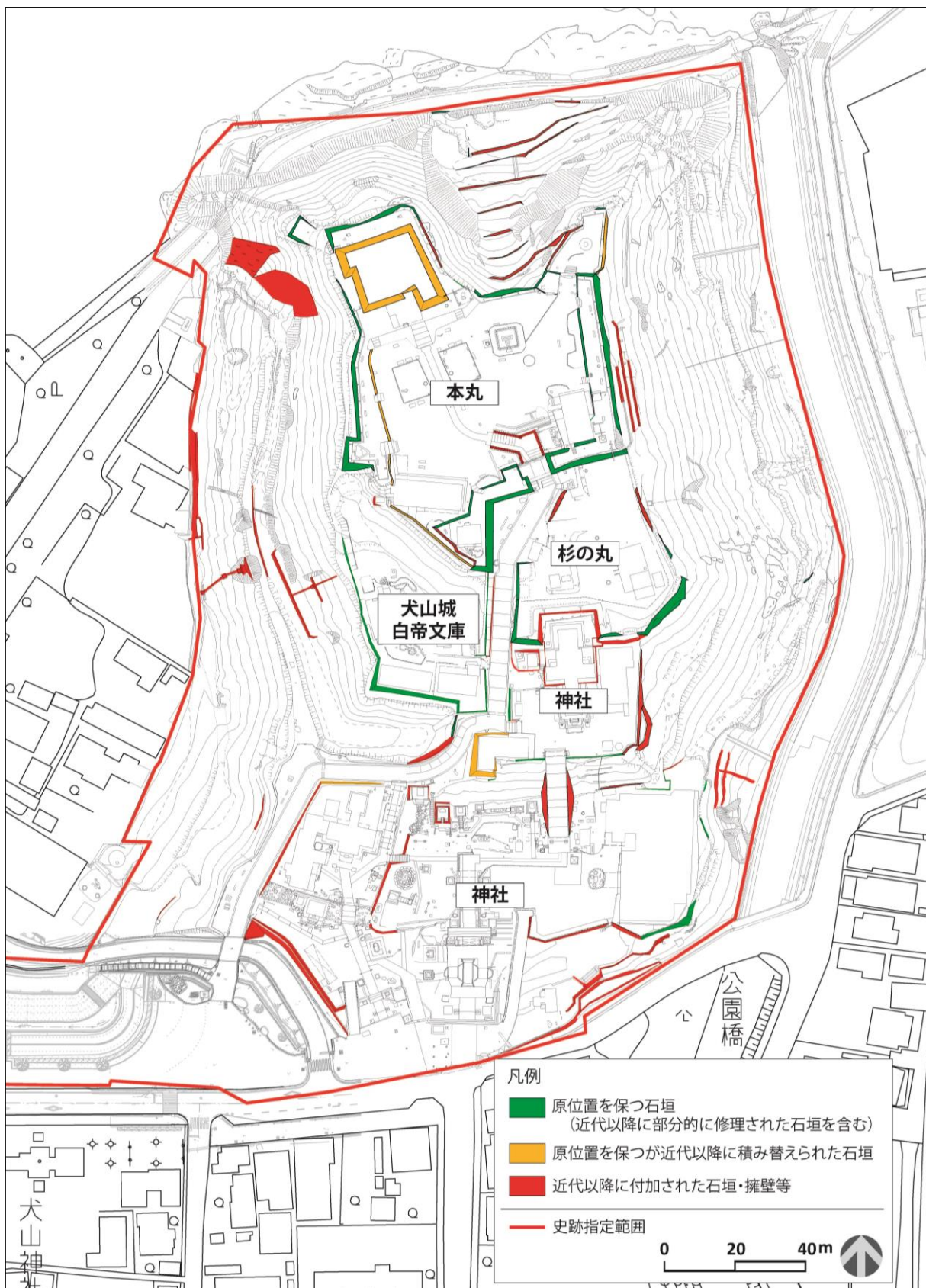


図 4.1 犬山城の石垣分布（修理対象石垣は石垣カルテ作成後に決定）

(イ) 課題

- ・ 遺構の分布及び残存状況を把握するための発掘調査を計画的・継続的に実施していく必要がある。
- ・ 今後、石垣カルテ（石積の技法、石垣の段数、属性、場所、石材種類や、加工状況、刻印、孕み等の破損状況等）の作成に加え、構築時期・修理履歴等についても調査・整理を行い、来訪者動線や周囲の影響も踏まえつつ、修理の必要性や優先度を検討し計画的に整備を行う必要がある。
- ・ 城郭全体の歴史を把握するため、犬山城および城主成瀬家に関する資料の保存・公開・収集、調査・研究、教育普及等を行っている公益財団法人犬山城白帝文庫と連携を取りながら、多角的に調査・研究を進める必要がある。

(2) 大手門枅形跡の価値の顕在化及び公開・活用を視野に入れた調査・研究

(ア) 現状

- ・ 大手門枅形跡（犬山市福祉会館跡地）については、平成23年度（2011）に大手門枅形から西に延びる堀の範囲確認、さらに犬山市福祉会館建設時に検出された石垣（大手門枅形に構築されていたものと推定）の残存状況把握のための調査が行われている。
- ・ 犬山市福祉会館除却後の令和2年度（2020）、令和3年度（2021）に、史跡追加指定に向けた基礎資料を得るための確認調査を行った。犬山市福祉会館地下室下面の試掘のほか、絵図等を参考にして堀や土塁の位置を推定したうえで5つの調査区を設定した発掘調査が行われ、犬山城の城内と城外を区画する堀の一部、石垣（大手口から大手門（高麗門）へと渡る橋の土台に構築されていたものと推定）、土塁などの遺構が検出され、それらの位置、規模、構造が確認された。発掘箇所は現在埋め戻されている。

(イ) 課題

- ・ 犬山城の全体把握の上での大手門枅形の位置づけや詳細についての調査検討が必要である。
- ・ 犬山城の正面入口としての大手門枅形の復元や表示等の整備、遺構を顕在化する整備や来訪者の案内や犬山城の体系的な解説等を行う施設の建設を視野に入れ、発掘調査に加えて絵図や古写真、史資料等による歴史的な考察を行う必要がある。
- ・ 大手門の将来的な復元や再現等の可能性について検討するために、絵図や古写真、史資料等による調査を継続し、現存遺構と歴史資料の分析に加え建築学的な考察を行う必要がある。
- ・ 土塁や堀の遺構の表示等の整備を行うために、それらの正確な位置やレベル等を明らかにするための調査が必要である。

(3) 史跡指定地外の遺構の調査

(ア) 現状

- ・ 犬山城の価値に関連し、史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素のうち、櫓台石垣の残る

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

丑寅櫓跡や一部が水路や高まりとして痕跡を留める総構の堀・土塁などのほか、絵図や古記録等に残り、地下に埋蔵されている可能性のある遺構・遺物についても詳細な史料調査及び発掘調査は行われていないため、それらの残存状況及び全体的な現状把握に至っていない。

- ・ 犬山城から移築されたと伝わる門6棟及び櫓1棟のうち、門については実測調査が完了している。

(イ) 課題

- ・ 史跡犬山城跡の周辺環境を構成する諸要素については、史跡の本質的価値をさらに深化させる要素であり、調査を実施したうえで、史跡追加指定、犬山城と一体的な保存・活用及び状況に応じた整備の可能性を検討する必要がある。
- ・ 犬山城および城主成瀬家に関する資料の保存・公開・収集、調査・研究、教育普及等を行う機関である公益財団法人犬山城白帝文庫と連携を取りながら、城下町の形成過程等、城郭全体の歴史を把握するための調査・研究等を進める必要がある。

(4) 調査・研究に係る体制

(ア) 現状

- ・ 犬山城の発掘調査、石垣調査等の各種調査・研究については、犬山市教育委員会歴史まちづくり課が実施している。実施にあたっては、成瀬家伝来の美術工芸品・歴史資料の調査・研究を行っている公益財団法人犬山城白帝文庫から資料や調査成果の提供を受けるなどの協力を得て、専門委員会の指導の下、文化庁及び愛知県と協議しながら進めている。

(イ) 課題

- ・ 今後、犬山城に関するさらなる史実の解明を図り、その成果を犬山城の保存・活用・整備に反映させ、着実に事業を実施していくために、調査研究体制の強化が必要である。

4-2 防災・防犯に係る現状と課題

火災、地震、風水害、大雨及び土砂災害等の災害及び犯罪に備えた危機管理体制を構築することは、史跡犬山城跡の価値を守ると同時に、市民及び来訪者の安全性の確保につながる。

ここでは、「警備体制」、「防火・消防・避難対策」、「予防対策」、「緊急連絡体制」の観点から、防災・防犯面における現状と課題を整理する。

(ア) 現状

① 警備体制

- ・ 一般開放されている区域（本丸、神社、犬山城前広場、犬山丸の内緑地、大手道）のうち夜間施錠管理されているのは本丸だけである。
- ・ 史跡指定地内には防犯カメラなどが設置されている。

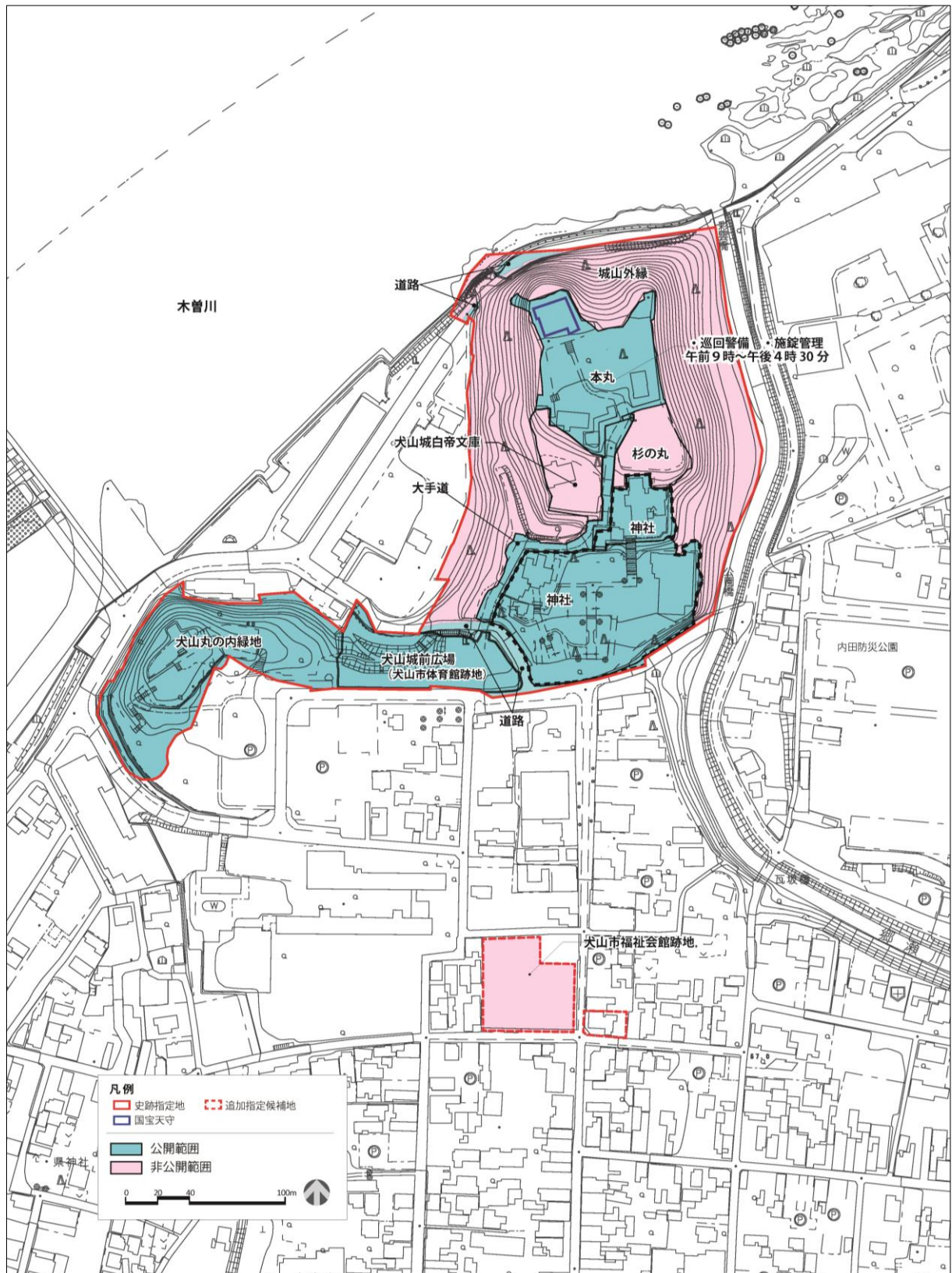
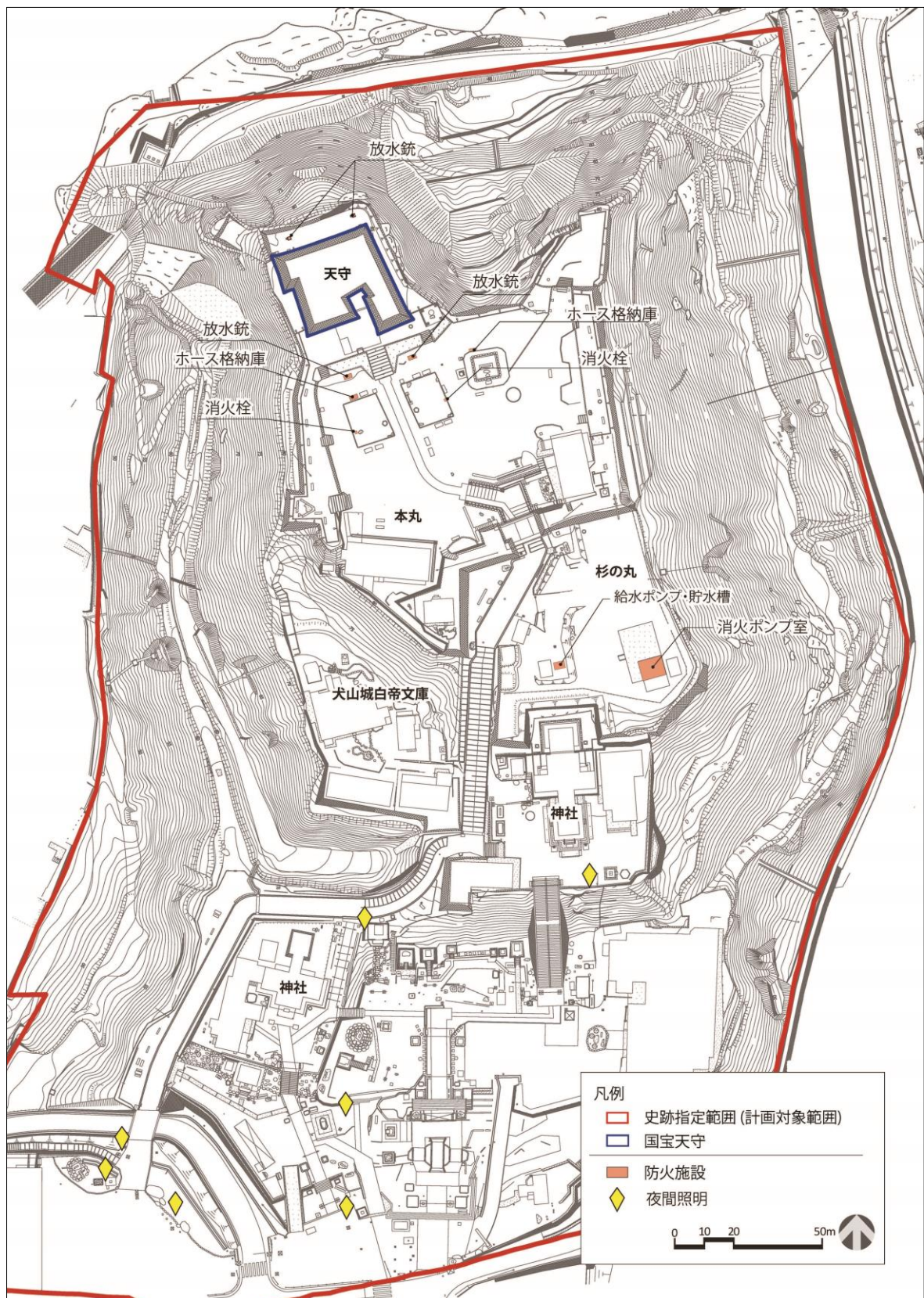


図 4.2 公開及び非公開範囲（現況）

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

② 防火・消防・避難対策

- ・ 天守前に放水銃、消火栓、ホース格納庫等が設置され、ポンプ起動及び放水銃からの放水をおこなうなど点検を行っている。また、年2回専門業者による機能、総合点検を行っている。
- ・ 大手道は城前広場から天守に至る主要な観覧動線であるが、急勾配であり、舗装の老朽化がみられるため、避難経路としての安全性が懸念される。



第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

③ 予防対策

- ・ 城山は禁煙となっており、原則として火気の使用を禁止しているが、本丸内の売店において火気（LPG）を使用している。また、神社の宗教行事等の際に屋外で裸火を使用する場合がある。
- ・ 大雨、台風等の災害発生後は点検に入り、土砂崩れや倒木、石垣の崩落等が発生していないか確認している。
- ・ 禁煙、火気厳禁の旨を周知啓発する看板が城山内に設置されている。
- ・ 石垣等、史跡の保護を周知啓発する看板は設置されていない。
- ・ 過去の樹木調査結果に基づき、遺構に影響を及ぼしたり、来訪者の安全確保に影響を及ぼす恐れのある樹木を「管理対象木」に選定し、計画的に伐採をしている。
- ・ 定期的（月1回）に、市職員が目視により史跡内の点検を行っている。また、石垣調査（写真測量・三次元測量）、石垣年代調査、石垣カルテの作成を実施中である。
- ・ 城山外縁部には、愛知県及び犬山市により、落石防止施設（金網）や、コンクリート擁壁などの法面整備が実施されている。
- ・ 松の丸南東側の石垣には落石防止ネットを張っている。
- ・ 人の背丈を超える高さの石造物（石碑、灯籠等）が存在する。

④ 緊急連絡体制及び消火体制

- ・ 「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」に基づき、緊急連絡体制が構築されている。
- ・ 公設消防隊は、出火位置に応じて城前広場（城山内部）、丸の内緑地付近（三光寺山）、川沿いの道路（城山外縁地区）に消防車を車両部署し、付近の防火水槽や、小学校のプール、川の水を利用して消火活動を行う。

（イ）課題

① 警備体制

- ・ 大手道は夜間暗いため、不審者の存在を覚知しづらく、犯罪行為（落書きや放火）を誘発する可能性がある。また、日没後の帰宅者の安全確保を目的として、閉門後の一定時間、照明を点灯させる必要がある。

② 防火・消防・避難対策

- ・ 本丸で火災が発生した際の避難誘導等の経路は設定されているが、史跡全体のマニュアルとしてまとめられていない。各曲輪で火災が発生した場合を想定して避難経路の設定を行う必要がある。
- ・ 大手道の舗装の改修に加え、災害による石垣の崩落や倒木等により大手道が遮断された場合の避難経路の確保が必要である。

- ・ 犬山城は避難路が限られ、災害発生時の避難が大きな課題であることから、史跡指定地外にある避難所までの誘導を含めた避難訓練を実施する必要がある。

③ 予防対策

- ・ 史跡指定地内には民有地が存在しているため、犬山城の来訪者の他、各施設の利用者及び業務従事者等に対して防災に対する周知・啓発を行う必要がある。
- ・ 今後も、日常の維持管理等により火気・可燃物の管理を徹底し、来訪者等へのさらなる周知・啓発を図る必要がある。
- ・ 城山及び三光寺山外縁は土砂災害警戒区域に指定されており、地震や風水害等を含む自然災害に対する予防対策や緊急対応等の体制を整える必要がある。
- ・ 地震、大雨等による石垣崩落防止の措置を行う必要がある。
- ・ 史跡の保護の必要性について来訪者に十分伝わっていないため、知らずに石垣を傷つけたり、登ったりする可能性がある。

④ 緊急連絡体制及び消火体制

- ・ 所有者、関係機関との連携を強化し、災害時に迅速な連絡が行えるよう連絡網を最新の状態に保つ必要がある。

4-3 保存整備に係る現状と課題

史跡指定地内では、建造物である天守を除き遺構の保存や修復等を目的とした整備はほとんど実施されておらず、発掘調査が実施された箇所も一部に限られているため、遺構等の残存状況が把握できていない。したがって、保存のための整備を進めるにあたっては、発掘調査や史料調査等を実施した上で現況把握を行い、適切な修復整備等を実施する必要がある。

以下、保存のための整備に関する現状と課題を述べる。

(ア) 現状

① 西御殿跡

- ・ 西御殿跡は、公園整備に先立ち平成29年（2017）に遺構確認調査が実施され、井戸跡などの遺構が検出された。現在、遺構は埋め戻され、広場として整備されている。

② 石垣、土塁、堀、切岸等

- ・ 発掘調査に基づく遺構の保存・修理はこれまでほとんど実施されていない。
- ・ 大手道を介して各曲輪へ連絡する犬山城の特徴的な城郭構造は、神社の遷座に伴い杉の丸と桐の丸の間の石垣が改変され、双方の曲輪の形状が一部改変されている。

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題



写真4.1 改変された桐の丸北側石垣（赤枠部分）

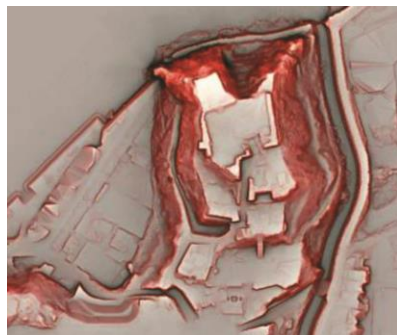


図4.4 赤色立体図で見た城山エリアの地形（現状）（マップ愛知）

- ・ 松の丸南には堀（空堀で東側の一部が水堀）が存在したが現在は埋め立てられ、境内地及び市道となっている（位置については図4.10を参照）。



図4.5 城山南側の堀の位置（「犬山城絵図」正保4年（1647）徳川林政史研究所蔵（部分））



写真4.2 現在の堀跡付近

- ・ 本丸西南側の弓矢櫓付近の石垣、七曲北西側の石垣で一部落石が発生し応急修理が行われた。
 - ・ 現状では、石垣背面に水みちが発生していたり、雨水が集中的に流入している箇所は確認されていないが、大半の石垣については上部の構造物は失われており、背面に降った雨水は浸透する状況となっている。
 - ・ 城山外縁西側の堀、土塁及び塹堀は、治山工事などにより一部改変されている。
 - ・ 城山外縁東側及び西側に南北方向に延びる切岸、城山外縁北東の堀切は一部埋もれている部分はあるものの、旧状を留めている。
- ③ 道跡（大手道、七曲道跡、城山外縁東側の道跡、天守前・鉄門内側階段（北・西））
- ・ 大手道は後世の改変で岩坂門跡から鉄門の間及び黒門跡西側の本来の枡形空間の形状が変わっている。
 - ・ 天守前に東西方向に敷設されていた階段は改変され、鉄門から天守まで敷設されている園路の延長として天守入口まで石階段が設置されている。また、この石階段の左右両側もかつては階段であったが、現在は修景用に植栽されている。

- ・ 鉄門内側北に東西方向に、またその西端と接続する形で南北方向に敷設されていた階段はなくなり、北は修景用の植栽帯が設置され、西は園路の一部となっている。

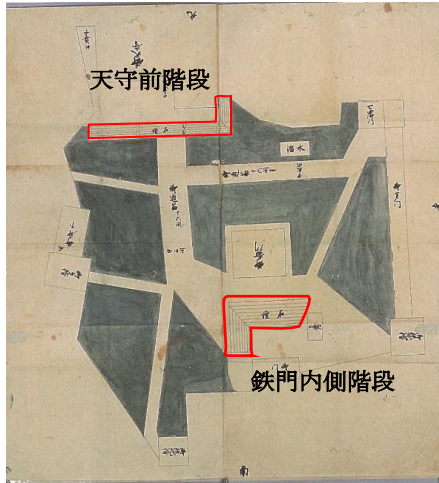


図 4.6 天守前階段及び鉄門内側階段の位置（「本丸構之図」（年不詳）犬山城白帝文庫蔵（一部加工・編集））



写真 4.3 天守前階段（古写真（昭和30年代中頃））



写真 4.4 天守前階段（現状）



写真 4.5 鉄門内側階段（北）（古写真（大正8年）犬山城白帝文庫蔵）



写真 4.6 鉄門内側階段（現状）

- ・ 絵図と現状を比較すると、杉の丸の西側の石垣が滅失しているため、岩坂門跡と鉄門の間の外枅形の形状が昭和30年代後半の写真においても変化しているのが分かる（位置については図4.10を参照）。



図 4.7 本来の外枅形を形成する大手道の形状（岩坂門跡から鉄門の間）（「犬山城絵図」正保4年（1647）徳川林政史研究所蔵（一部加工・編集））



写真 4.7 後世の改変が加えられた外枅形部分（岩坂門跡から鉄門の間）

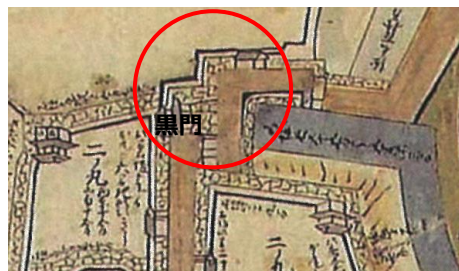


図 4.8 本来の外枅形を形成する大手道の形状（黒門跡付近）（「犬山城絵図」正保4年（1647）徳川林政史研究所蔵（一部加工・編集））



写真 4.8 後世の改変が加えられた外枅形部分（黒門跡付近）

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題



写真 4.9 大手道の古写真（昭和 30 年代後半頃）と現在の大手道（鉄門跡付近）

- ・ 古写真には、大手道と樅の丸石垣、大手道と杉の丸の間にある低い石積の植栽帯が存在せず、本来の大手道の幅員は現在より広く、現在の路面より低い位置にあったと推定される。



写真 4.10 大手道の古写真（昭和 30 年代後半頃）と現在の大手道（黒門跡付近から見る）

- ・ 七曲道は絵図上にはその存在が描かれているが、防災を目的とした土留め擁壁の設置や樹木の繁茂により、その経路等の全容が確認できない（位置については図 4.10 を参照）。

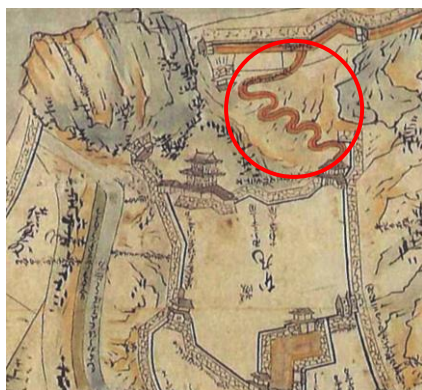


図 4.9 七曲道の位置（「犬山城絵図」正保 4 年（1647）徳川林政史研究所蔵 一部加工・編集）



写真 4.11 現在の七曲道付近（防災擁壁の整備）

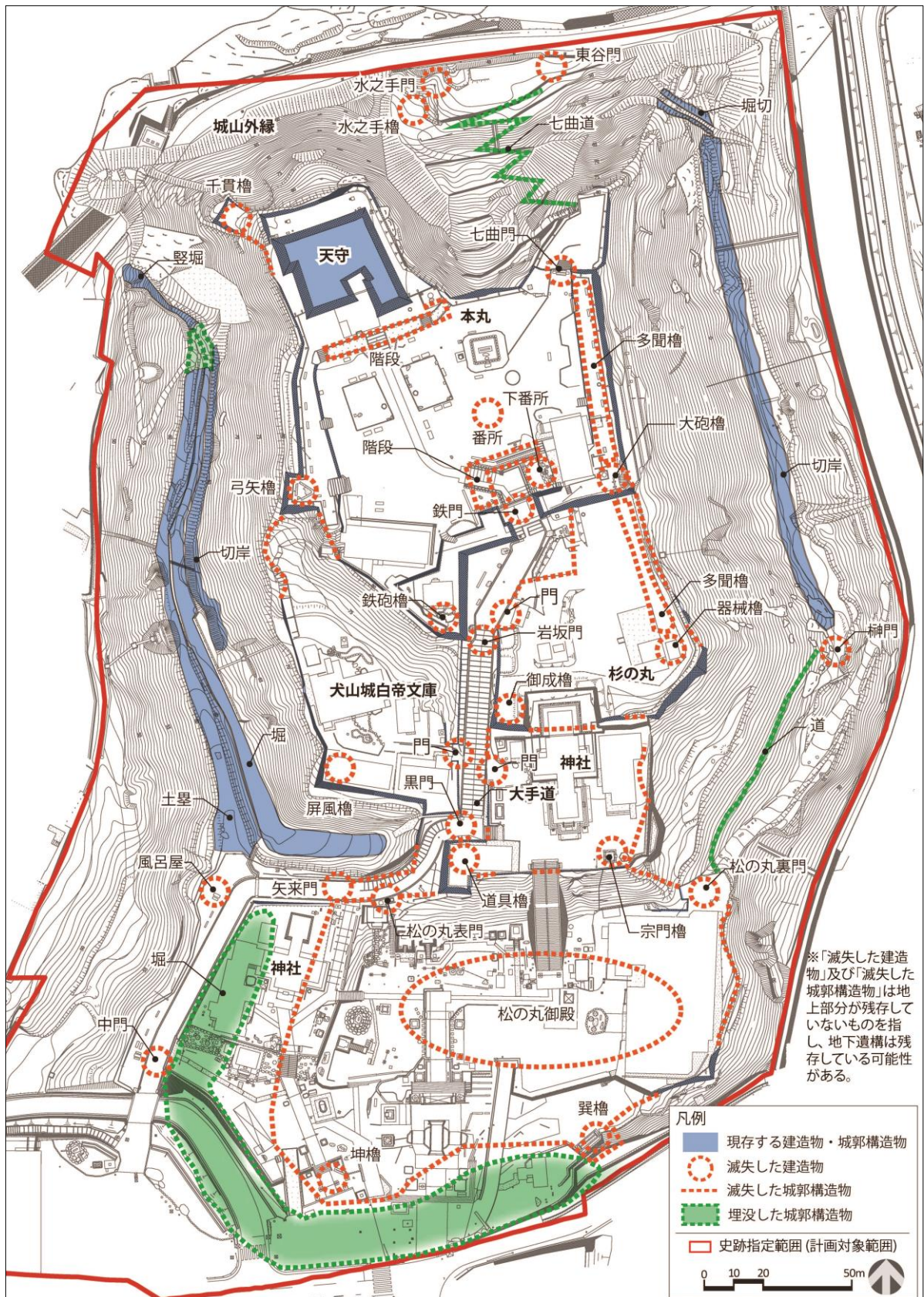


図 4.10 史跡指定地内における建造物及び城郭構造物の現状 (その1)



図 4.11 史跡指定地内における建造物及び城郭構造物の現状（その 2）

④ 大手門枡形跡

- ・ 土塁の遺構が浅いところでは地表面から 20cm 程度の位置にある。
- ・ 発掘調査により検出された堀の遺構は、調査後埋め戻され、保護されている。
- ・ 旧犬山市福祉会館の建設により大手門、枡形石垣等の遺構が滅失している。
- ・ 堀の正確な深さと形状を把握するために堀底までの確認調査が必要であるが、掘削深度が非常に深くなるため、現時点では堀の全容解明には至っていない。
- ・ 土塁は削平が著しく、基底部分が残存するのみであり、最も残りが良いところでも高さ 70cm 程度である。

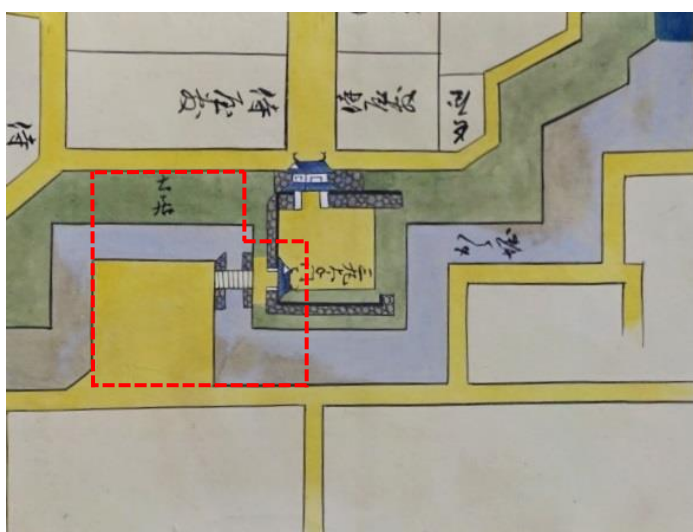


図 4.12 大手口及び大手門枡形（尾張国犬山城絵図、宝暦 4 年（1754））一部加工・編集 犬山城白帝文庫蔵（赤点線は追加指定候補地（計画対象範囲））

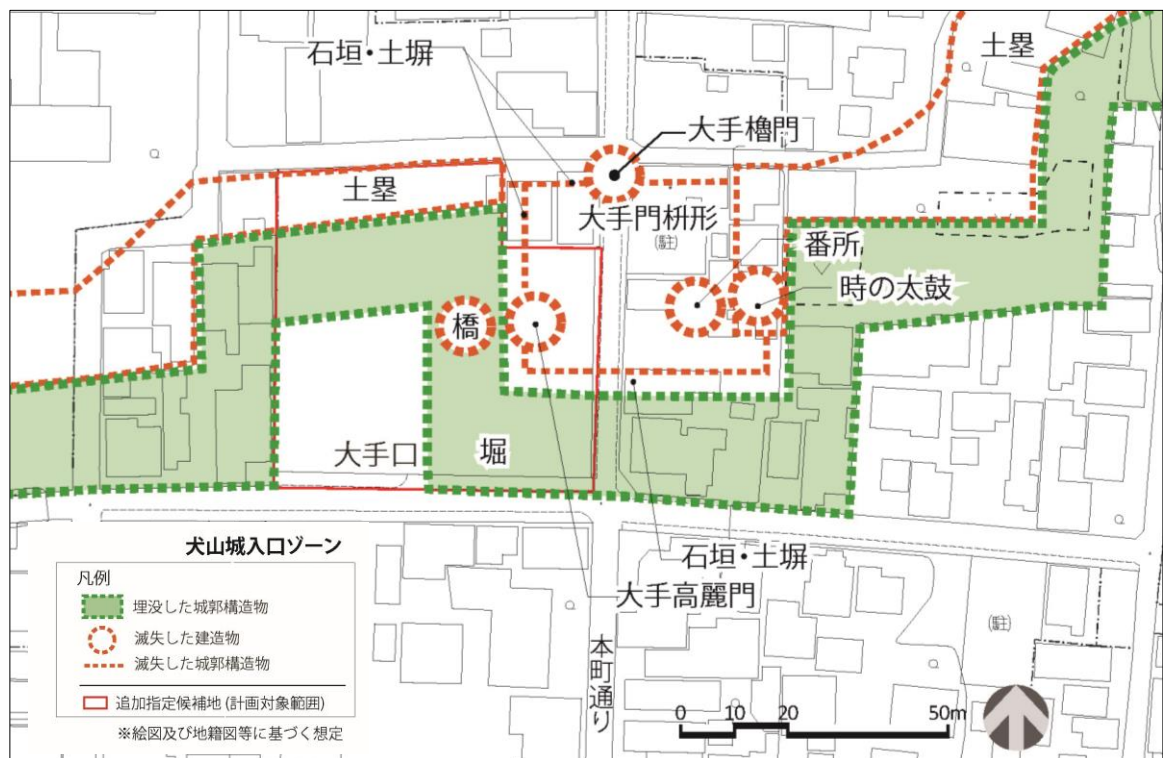


図 4.13 史跡指定地内における建造物及び城郭構造物の現状（その3）

⑤ 植生

- ・ これまで名勝としての景観保全として枯損木処理を目的とした剪定、伐採、枝打ち等を行っている。
- ・ 「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」に基づき、石垣の保存、眺望等に影響を与える管理対象木の剪定、伐採を順次進めている。
- ・ サクラ、モミジ等の修景植栽木の中には、老木化し樹勢の衰退したものが見られる。
- ・ 平成 27 年度（2015）に実施された城山の樹木調査、令和元年度（2019）から 2 年度（2020）にかけて、史跡指定地内全域において実施した樹木調査により、石垣等の遺構の倒壊、緩み、孕み等の直接的な要因になり得ると考えられる管理対象木、遺構や眺望等に影響を及ぼす恐れのある樹木等を特定し、「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」の中で植生管理計画を定めている。

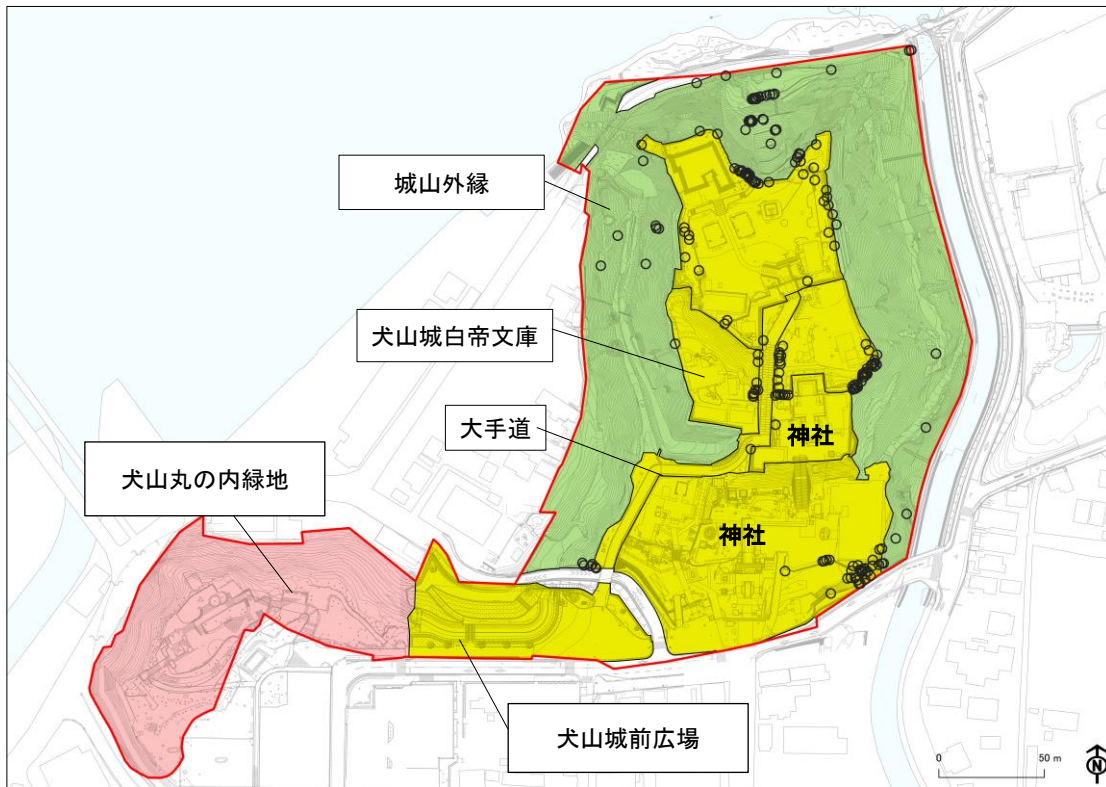


図 4.14 遺構に影響を及ぼす恐れのある樹木位置図(○印) (犬山城樹木調査 (令和2年度)より抜粋)

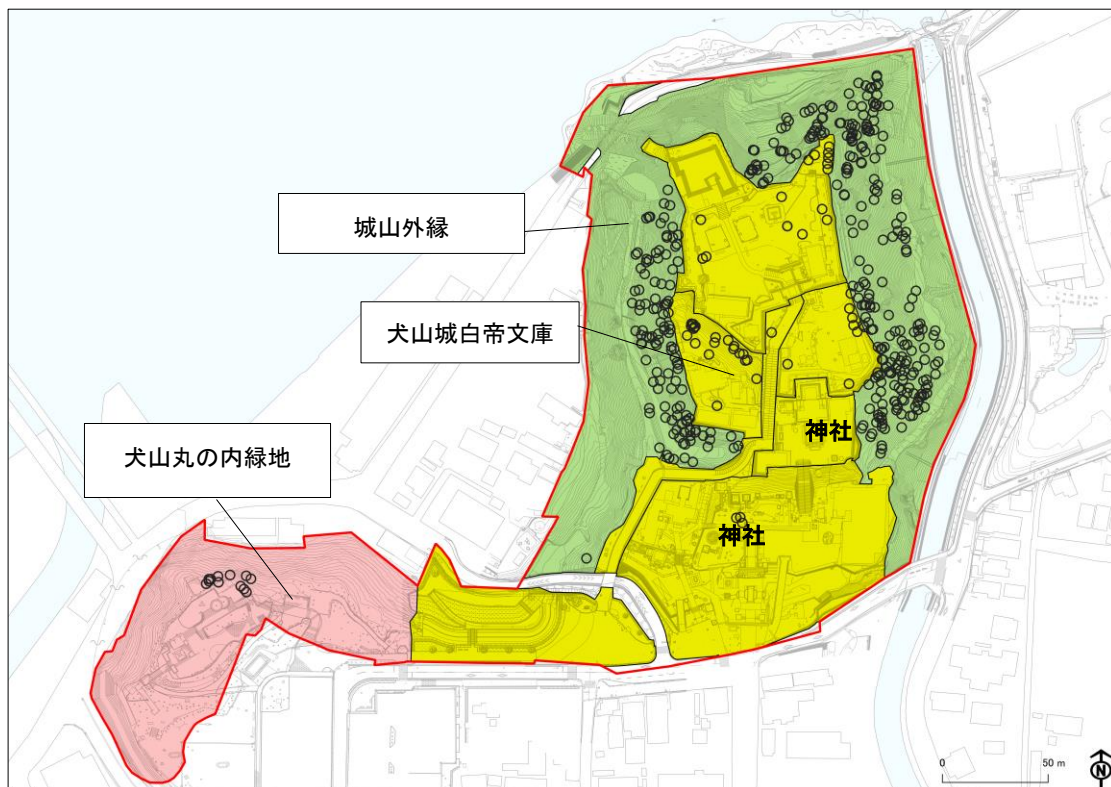


図 4.15 眺望に影響を及ぼす恐れのある樹木位置図(○印) (犬山城樹木調査 (令和2年度)より抜粋、一部加工)

(イ) 課題

① 西御殿跡

- ・ 西御殿跡の所在を示す説明板や遺構表示等がないため、来訪者に西御殿跡の所在が伝わらない可能性がある。

② 石垣、土塁、堀、切岸等

- ・ 石垣カルテの作成を継続的に進め、定期的な現状把握及び計画的な修復整備等を実施していく必要がある。
- ・ 石垣背面への雨水の流入等を把握するため、降雨時及び降雨後には、石垣の孕みや石垣上面のクラック発生等を観察し、遺構への影響が危惧される部分についてはシート養生や、洗掘防止としての土のう積等の応急処理を行う。また、史跡指定地全体について、排水に関する遺構の状況、開渠と暗渠を合わせた排水構造物の現状、水系を把握し、排水上の課題を抽出するための排水調査を実施する。
- ・ 石垣の位置や構築時期に合わせた修理方針を定める必要がある。
- ・ 発掘調査や史料調査の成果に基づき、現状を維持するための修復整備を実施し、来訪者への安全性及び歴史的景観の保全に配慮した整備を進める必要がある。
- ・ 犬山城に使用されている石材のなかでも、チャートの入手が困難で、修理に際しての材料入手の困難さや石質が異なる材料に取り換えた場合の石積みの様相の変化などが危惧される。
- ・ 石垣解体修理に際しては、仮設道の設置や樹木伐採、市道の通行止めなどの必要性が想定され、保存修理に向けて関係機関との調整が必要となる。
- ・ 松の丸の縄張りを形づくる松の丸南東側石垣は犬山城の変遷を伝える貴重な石垣として保存修理が必要であるが、工事を行う場合には、クレーンの設置、解体材料の集積場の確保などのため、既存の建物の移転や撤去などの工事と調整しながら行う必要がある。
- ・ 石垣の解体修理を行う場合、解体材料を仮置きする場所が不足している。
- ・ 城山外縁部の切岸、堀切は、戦国期の犬山城の様相を物語る貴重な遺構であるが、全容が把握できていないため、調査により構築された範囲や時期などを明らかにしたうえで、修復整備等を検討する必要がある。

③ 道跡（大手道、七曲道跡、城山外縁東側の道跡）

- ・ 発掘調査により遺構の残存状況を確認したうえで遺構面を確実に保護しつつ、本来の大手道の形状が理解できるような整備を行う必要がある。
- ・ 七曲道跡は遺構確認調査を実施し、遺構が検出された際には保護措置を講ずる必要がある。
- ・ 城山外縁東側の道跡は城山外縁東側に所在する切岸や堀切等の遺構へ至る道であるが、調査により道跡の位置を確認し、遺構の検出状況に応じた保護措置を講ずるとともに草刈り等による維持管理を行う必要がある。

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

④ 大手門枡形跡

- ・ 土塁遺構の検出深度が浅いため、遺構保護のための盛土を行う必要がある。
- ・ 土塁の位置及び斜面勾配等の保存整備に係る情報が不足しており、確認調査が必要である。
- ・ 大手門南側の堀についても、整備に先立ち正確な位置を調査により確認する必要がある。

⑤ 植生

- ・ 石垣等の遺構の倒壊、緩み、孕み等の要因となる管理対象木への対応を今後も計画的に行っていく必要がある。また、樹木調査の成果を基に策定した植生管理方法に基づき実施し、計画的な伐採管理、日常管理及び維持管理に努める必要がある。
- ・ 名勝木曾川に指定されている範囲における樹木伐採等については、名勝としての景観保全を念頭に、関係機関との調整の上で計画的に実施する必要がある。
- ・ 犬山丸の内緑地から天守への眺望を確保するために、関係機関との調整の上で計画的に樹木の伐採管理を行う必要がある。
- ・ 老木化した修景植栽木について、補植を含む計画的な整備を進める必要がある。

4-4 公開・活用整備に係る現状と課題

発掘調査等によって遺構を顕在化し、史実に基づいて史跡犬山城跡の本質的価値を明確にすることは、市民や来訪者にその価値を正確に伝えることにつながる。

ここでは、「遺構等の公開・活用」、「公開活用のための維持管理施設」、そして「公開活用のための案内施設」の観点から整備に関する現状と課題を整理する。

(1) 遺構等の公開・活用のための整備

(ア) 現状

① 石垣、堀、土塁、切岸等

- ・ 一般公開されている範囲（本丸、桐の丸、松の丸）から石垣等の現存遺構の一部が確認できる状況であるが、これまで遺構等の公開や表示を目的とした整備は行われていない。
- ・ 石垣については、近代以降に付加された練積等が点在しているが、いずれも史実に基づいて復元されたものではなく、地形の改変等に伴って築造されたものである。堀、土塁等についても、史実に基づく復元は行われていない。
- ・ 城山外縁東側及び西側に所在する切岸は、一般の立ち入りが禁止されている。

② 道跡（大手道、七曲道跡、城山外縁東側の道跡）

- ・ 大手道のうち、岩坂門跡から鉄門の間及び黒門跡の西側は、本来は枡形空間となっていたが、現在は改変され往時の姿を留めていない。
- ・ 七曲道跡部分には治山工事による石積擁壁が設置され、地形が大きく変わっている。一般の立

入りが禁止されており、公開・活用されていない。

- ・ 城山外縁東側の道跡部分は一般の立入りが禁止されており、公開・活用されていない。

③ 建造物の地下遺構等

- ・ 史跡指定地内には、史実に基づいて復元（復元的整備を含む）された建造物や遺構表示はないが、門・櫓等が史跡指定地外に移築されている。

④ 大手門枳形跡

- ・ 犬山市福祉会館跡地については、令和3年度（2021）の発掘調査で屈折部を含む堀の位置や土塁などの遺構の残存状況を確認したが、全貌は明らかになっていない。敷地の東側の旧犬山市福祉会館地下室のあたりは、深さ6m付近まで攪乱を受け、遺構が滅失している。

（イ）課題

① 石垣、堀、土塁、切岸等

- ・ 本丸の西側及び北側や、櫓の丸の西側の曲輪石垣などの、一般公開範囲から視認し難い遺構について、視認性を確保するための整備を行う必要がある。
- ・ 城山外縁地区の堀、土塁、切岸等の遺構については、全貌が把握できない状態であるため、遺構の顕在化を図ったうえで、遺構の視認性を確保する必要がある。

② 道跡（大手道、七曲道跡、城山外縁東側の道跡）

- ・ 大手道の門が現存していないため、大手道の屈曲の前後に二つの門を設けて外枳形を連続させ、石垣上の櫓等によって強固な守りを固めるという犬山城の縄張構造の特徴である連続外枳形の構造及び役割が伝わらない。
- ・ 大手道は後世の改変により形状が変わっている箇所があるため、発掘調査をしたうえで検出された遺構の状況に応じて本来の大手道の形状を平面表示し、犬山城の縄張り構造の一部を顕在化させ、視覚的に理解させる必要がある。
- ・ 城山外縁東側の道跡は全貌が把握できない状態であるため、遺構の保存を図ったうえで、遺構の顕在化を図る必要がある。

③ 建造物跡

- ・ 松の丸表門跡、七曲門跡以外の門跡の礎石及び地下遺構等は残存状況が把握されていないが、考古学的、歴史学的調査を継続し、位置づけが明確になったものについては復元や遺構表示、また、調査成果の公開や展示への反映など公開整備を検討する必要がある。
- ・ 建造物の図面、古写真等、現存する資料が限られているため、移築され、現存する建造物を除いて、史実に基づいた復元整備を行うことは困難な状況である。また、礎石が確認されている建造物は一部に限られており、正確な原位置での復元整備を行うためには、史料調査及び

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

発掘調査等を実施し、礎石や基礎地業等の残存状況を確認する必要がある。

- ・ 遺構表示を行うにあたっては、位置、形状に関する補足調査を実施し、その結果を踏まえた整備を行う必要がある。

④ 大手門枡形跡

- ・ 犬山城の本質的価値を構成する諸要素が所在する場所でもあり、犬山城内への入口である大手門枡形の本来の姿を体感する上では欠くことのできない場所であることから、枡形顕在化の方法について検討を行い、関係機関との調整を図ったうえで整備を進める必要がある。
- ・ 調査成果に基づいた大手門枡形跡の価値や特色を分かりやすく示すための展示方法の検討、調査成果をはじめとする史跡価値の発信機能の強化が必要である。

(2) 公開・活用動線

(ア) 現状（案内施設以外）

- ・ 公開活用動線としては、史跡地内においては城外と本丸を結ぶ主要動線である大手道、公開されている曲輪内に設けられた見学動線、神社参道などがある。

以下、動線の現状についてまとめる。

動線種別	現 状
登城道としての主要動線	犬山城前広場から本丸に至る登城道である大手道が現在も犬山城の主要動線となっており、管理車両も通行可能な唯一の動線である。 管理用車両及び修理等の際の工事車両（いずれも2 t 車まで）は大手道入口である中門跡付近より大手道に入り、本丸及び杉の丸内まで走行・進入可能であるが、原則として、来訪者の見学時間帯（午前9時～午後5時）を除いた時間帯での資材搬入、搬出が取り決められている（図4.16 管理車両用動線（現況）を参照）。
城前広場から天守への動線	城前広場から天守に至る動線は、大手道以外に2つの神社を通り抜けて大手道に入り、本丸へ向かうルートがある（図4.17 来訪者動線（現況）を参照）。
曲輪内動線	本丸内は、鉄門から天守前に至るスロープと石敷園路が動線となっている。
外縁部動線	城山外縁地区の堀、土塁、切岸等の遺構を見学するための動線が設定されていない。
広域動線	歩行者動線としては、犬山駅もしくは犬山遊園駅を基点として犬山城へ至る動線、車両利用の場合は犬山城第1から第3の3つの駐車場から犬山城へ至る動線が存在する。

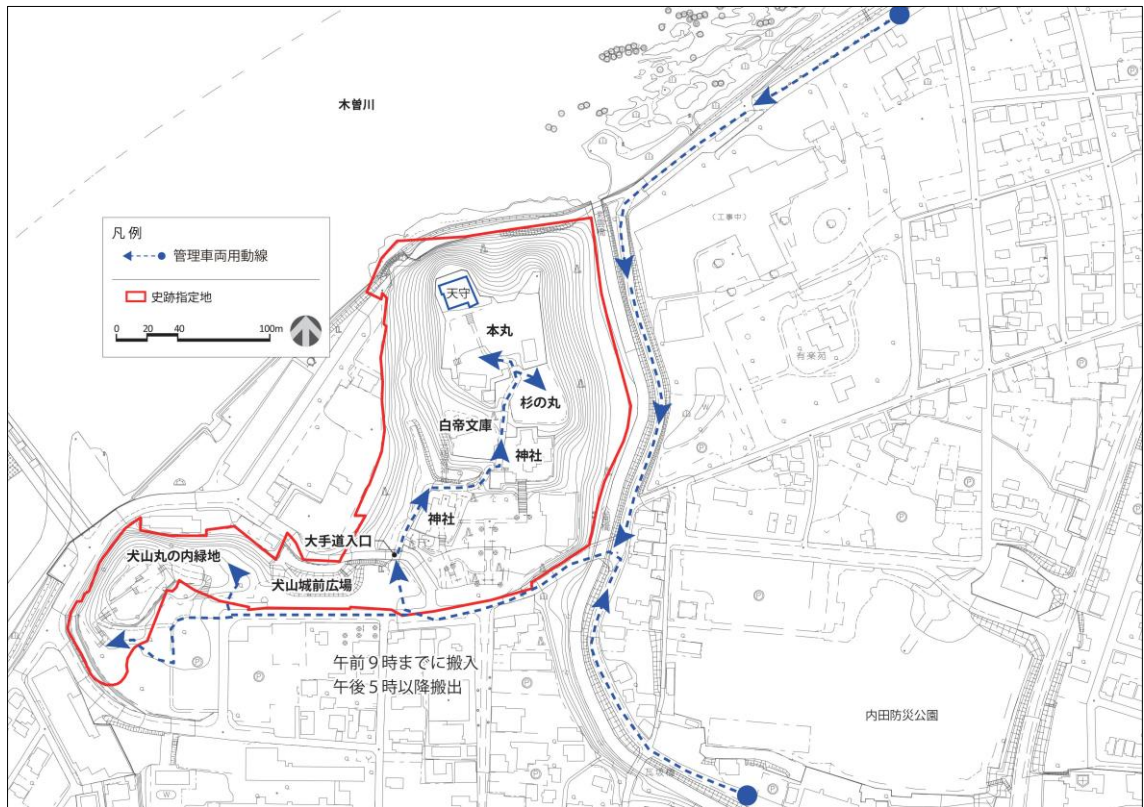


図 4.16 管理車両用動線（現況）

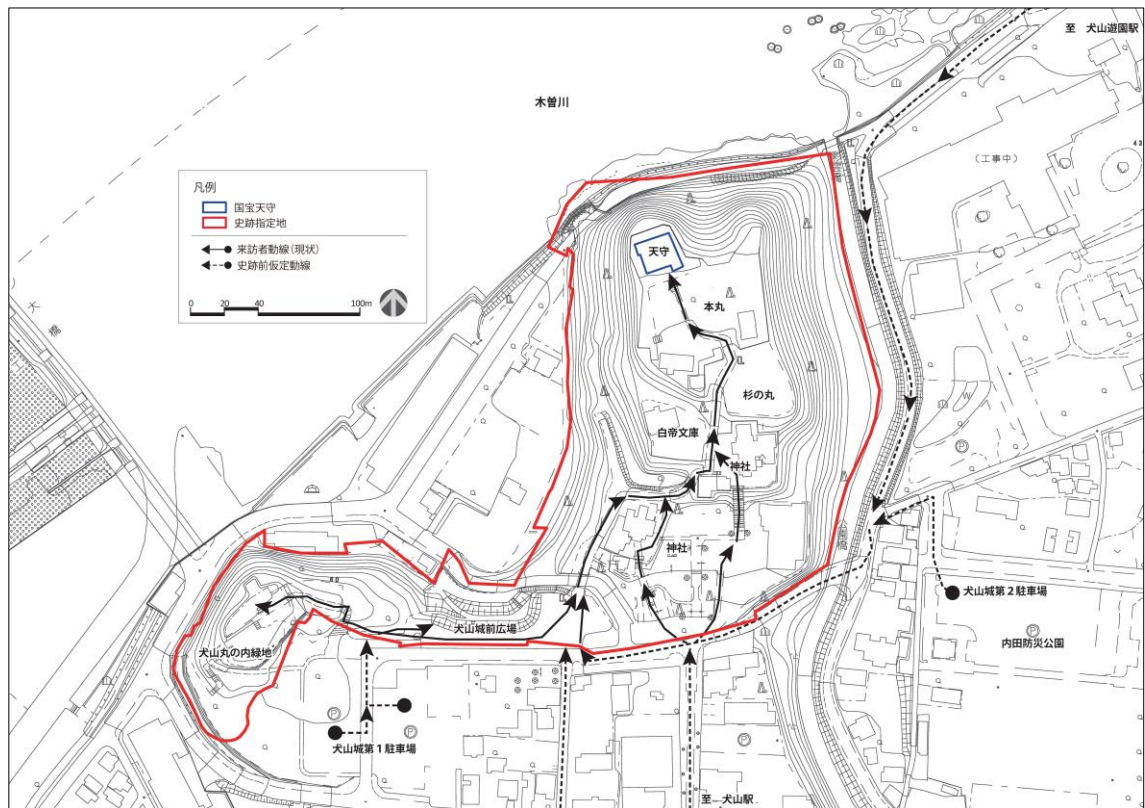


図 4.17 来訪者動線（現況）

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

(イ) 課題

動線種別	課 題
登城道としての主要動線	地震による石垣の崩落や、火災や倒木等により避難経路が遮断された場合に、安全に避難できるルートの確保が必要である。
曲輪内動線	遺構の確認調査を行い、遺構上に配置されている場合はルートの変更などを検討する必要がある。
外縁部動線	常時公開されているエリアではないが、公開に際しては見学動線の設定が必要である。
広域動線	犬山城の本来の動線である大手道へ誘導するための動線設定が必要である。

(3) 公開・活用のための維持管理・運営施設の整備

(ア) 現状（案内施設以外）

- 公開活用のための維持管理施設は、鉄門跡に建てられた管理用の入場門と犬山城管理事務所のほか、天守前雨除けテント、トイレ、売店などの便益施設、階段や園路などの通路、隅櫓兼茶室として建てられた永勝庵、ライトアップ用の投光器などの活用施設、ベンチなどの休憩施設が本丸に数多く配置されている。管理用の入場門手前の杉の丸には券売所が設けられている。

以下、公開活用のための施設における現状と課題を表にまとめる。

施設名		現 状
管理 施設	木柵、柵 (有刺鉄線を含む)	来訪者の立入りを防止するための木柵、柵（有刺鉄線）が設置されている。
	犬山城管理事務所	鉄門跡に建てられており、管理事務所として活用されている。建物が老朽化している。 鉄門の位置に建つが遺構の調査は実施されておらず史実に基づいた復元建造物ではない。
	券売所	大手道に面して、杉の丸の鉄門跡近くに設けられている。券売機その他、来訪者の荷物管理のためのコインロッカーが設置されている。建物が老朽化している。
	練石積 コンクリート擁壁	松の丸や桐の丸に近代以降に積み替えられた石垣が多く所在する他、外縁部には防災を目的としたコンクリート擁壁などが設置されている。
便益 施設	天守前雨除けテント	天守の正面に仮設のテント屋根が設置されており、入城管理上の機能を果たしている。来訪者の靴脱ぎ場として、スリッパ・ビニール袋を入れる箱、傘立て、すのこが用意されている。来訪者は現在靴脱ぎ場（テント）で靴を脱ぎ、提供されたビニール袋に靴を入れ、天守内部に持ち込む形となっている。
	天守前階段	石でつくられた階段が整備されている。

施設名	現 状
売店	本丸内の南西部分に売店が設置されている。建物は老朽化しており、売店内部では調理等のために火気を使用している。売店前の休憩スペースには自販機等が設置されている。
トイレ(本丸)	バリアフリー対応（授乳室、多目的トイレ、ベビーチェア付きトイレ）のトイレが完備されている。 トイレ入口に手すり付き階段やスロープが設置されバリアフリーに配慮している。 トイレ正面 オムツ替え・介助用ベッド オストメイト用洗浄施設 トイレ内部
トイレ（松の丸）	バリアフリー対応のトイレが設置されている。 トイレ入口は段差をなくし、バリアフリーに配慮している。 トイレ正面 オムツ替えベッド オストメイト対応トイレ

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

施設名	現 状
園路としての ・ 大手道 来訪者及び管理用車両用の動線上に敷設されている便益施設。見学用・管理用・災害時用の3つの機能を有する。 ・ 曲輪内園路 曲輪内に見学用として敷設されている園路。現状は天守前階段、本丸園路が該当する。 ・ 神社の参道 史跡内に所在する2つの神社内に参道として敷設されている園路。 ・ 遺構の公開・活用に供する園路 便益施設	・ 大手道（図 4.18 バリアフリー対応箇所（現況）） 大手道入口から本丸入口までの動線は段差を抑えたスロープ状の路面が整備されており、車イスやベビーカー等の通行も可能な急勾配箇所には一部コンクリート階段が設けられている 急勾配箇所のコンクリート階段 並置された階段状路面とスロープ状路面 スロープ状の路面と並行して階段状路面が整備されているが、踏面を広く、また蹴上を低めにする事で高齢者や歩行補助具使用者の昇り降りに配慮されている。 ・ 本丸園路 本丸への入口部分（鉄門南側）や本丸内にはコンクリート舗装によるスロープや石敷園路が整備されており、天守前階段下まで到達できるようバリアフリー対応がされている。 園路からトイレまでの間が砂利敷で、車イスが通行可能な仕様を検討する必要がある。 本丸入口（鉄門下）に設置されたスロープ 石敷園路（本丸・天守前） 斜路（本丸・鉄門前） 石張階段（本丸・鉄門北側）

施設名		現 状
		・ 天守前階段 本丸園路から天守入口に上がるための石組み階段が設置されており、入城と退城に通行が分けられている。 ・ 神社の参道 参拝者が社殿に参詣するための動線として石畳及びコンクリート舗装による参道や階段（一部手すり付き）が整備されている。  天守前階段 ・ 遺構の公開・活用に供する園路 城山外縁地区の堀跡、土塁、切岸等の遺構を見学するための園路が設置されていない。
活用 施設	犬山城隅櫓兼茶室 (永勝庵)	鉄砲櫓跡に建てられているが、建物は史実に基づいて復元された建造物ではなく、遺構の視認性及び顕在化の阻害要因となっている。建物が老朽化している。
	投光器	夜間ライトアップ用の投光器（マルチハロゲン灯）で、計6箇所を設置されている。（図 4.19 投光器の設置箇所と照射方向（現況）を参照）
修景 施設	修景植栽	本丸、杉の丸、大手道、犬山城前広場（犬山市体育館跡地）及び犬山丸の内緑地には、低木による修景のための植栽帯が設けられている。
	土堀	犬山城前広場には土堀が設置されている。
インフラ 施設	電気設備等	史跡指定地内には電気設備に関する管渠が配置されているが、どこからどう引き込み、配線されているか不明である。
	城内給排水 (図 4.20 開渠現況図)	史跡指定地内には雨水排水及び上・下水管が配置されているが配管の位置は不明である。
	旧犬山市福祉会館跡地	雨水は現状、地表面が舗装されておらず、地下浸透となっているが、舗装した場合でも下水管には入れず、道路側溝への排水となる。下水道（汚水）は敷地南西側に引込管が来ている。
公園 広場	犬山城前広場	かつて西御殿が所在していた場所が広場として整備されている。観光交流課と土木管理課が所管している。
	犬山丸の内緑地	都市公園として公園施設、修景植栽等が整備されている。土木管理課が所管している。

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

計画対象範囲における主な施設の設置状況を図4.21～4.23示す。

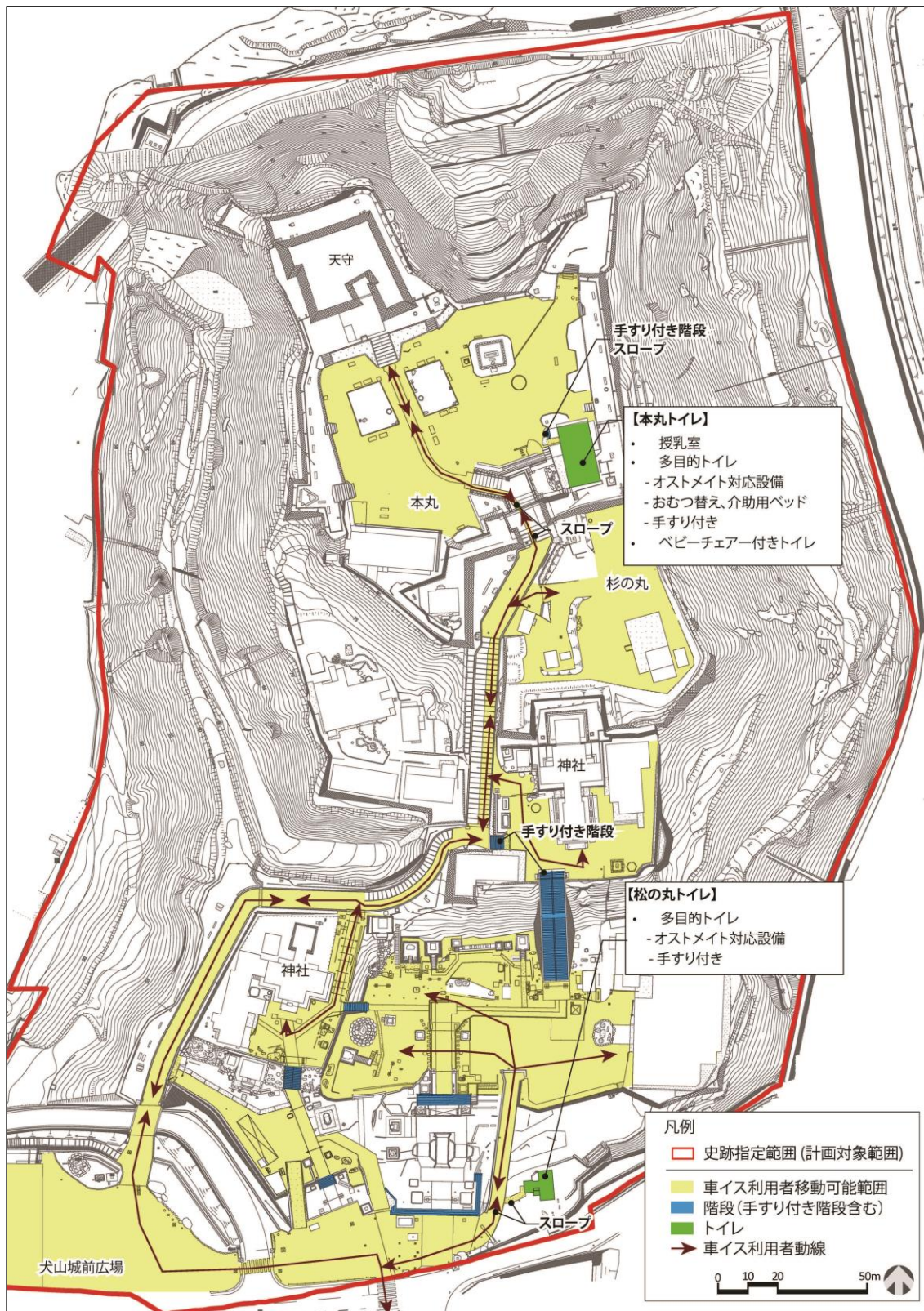


図4.18 バリアフリー対応箇所 (現状)

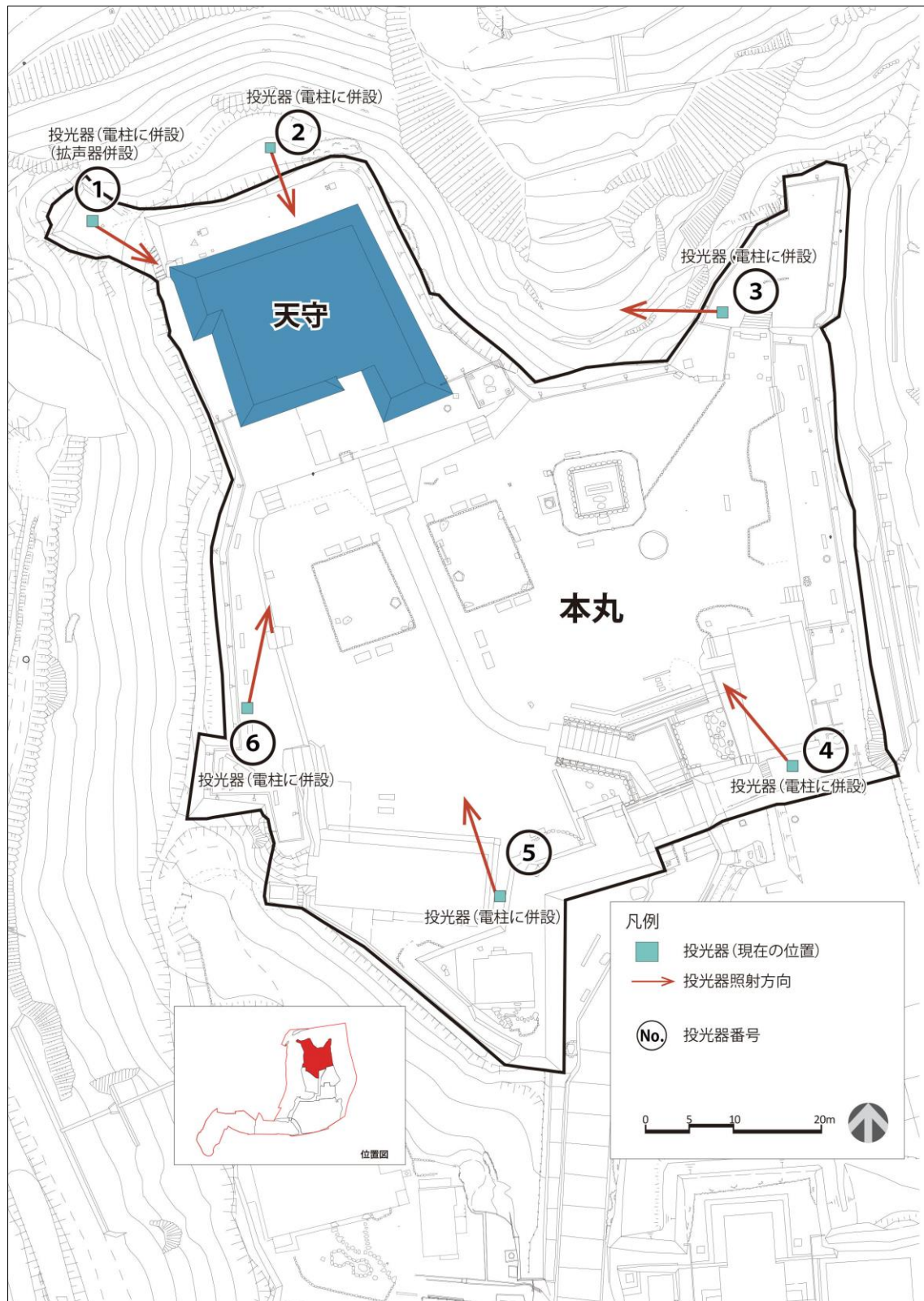


図 4.19 投光器の設置箇所と照射方向（現状）

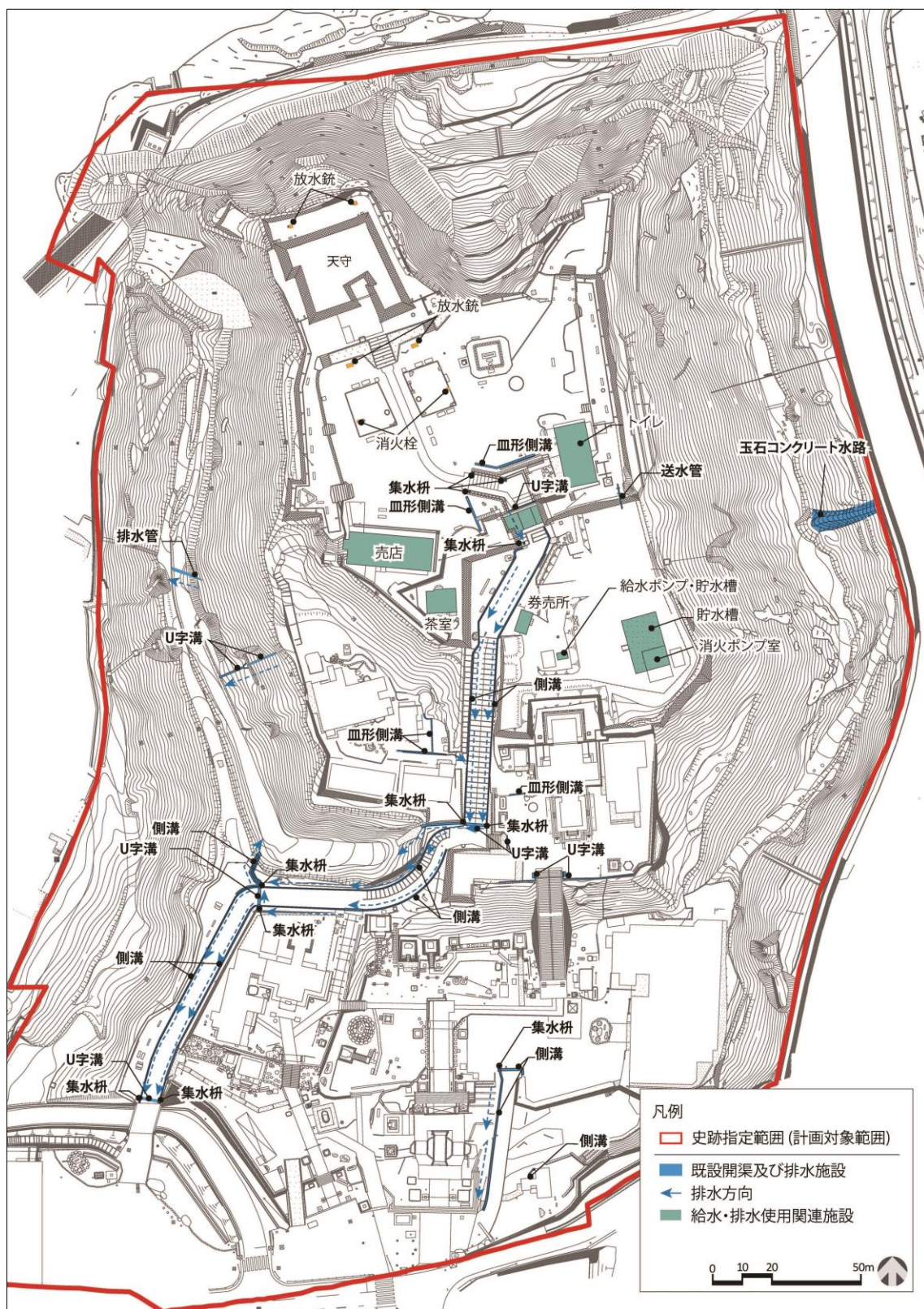


図 4.20 既設開渠及び排水施設の位置（現状）

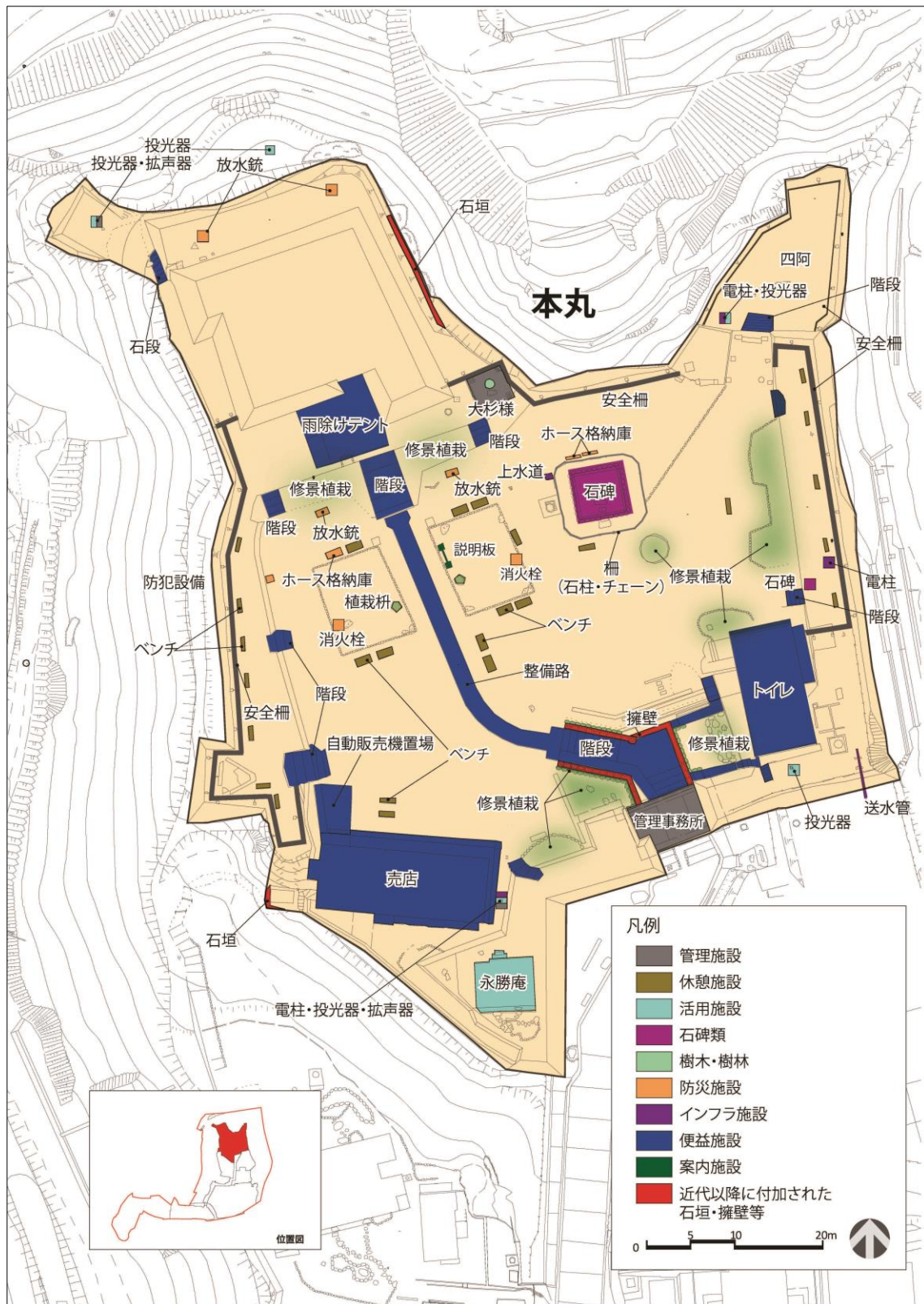


図 4. 21 本丸における主な施設の設置状況（保存活用計画から抜粋）

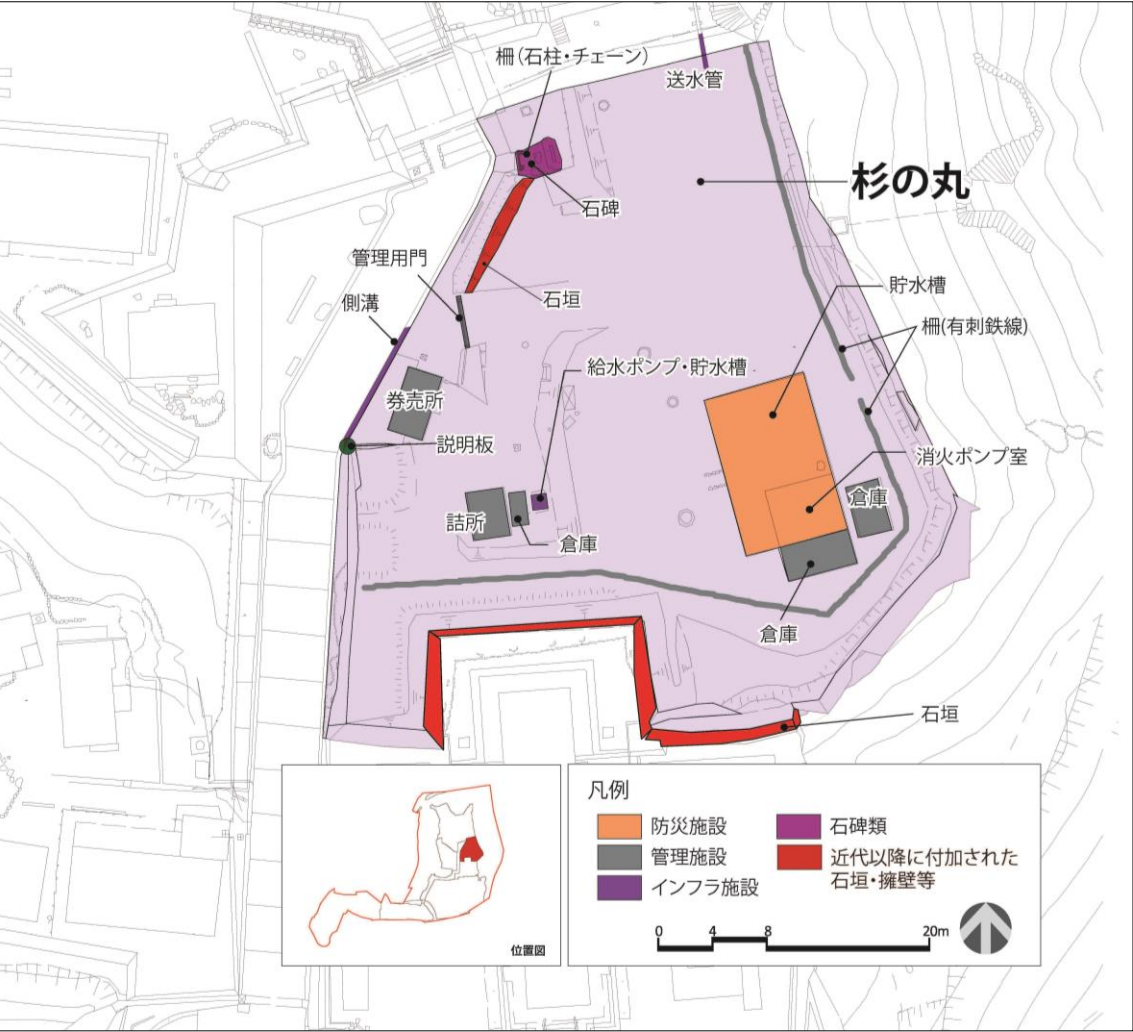


図 4.22 杉の丸における主な施設の設置状況（保存活用計画から抜粋）

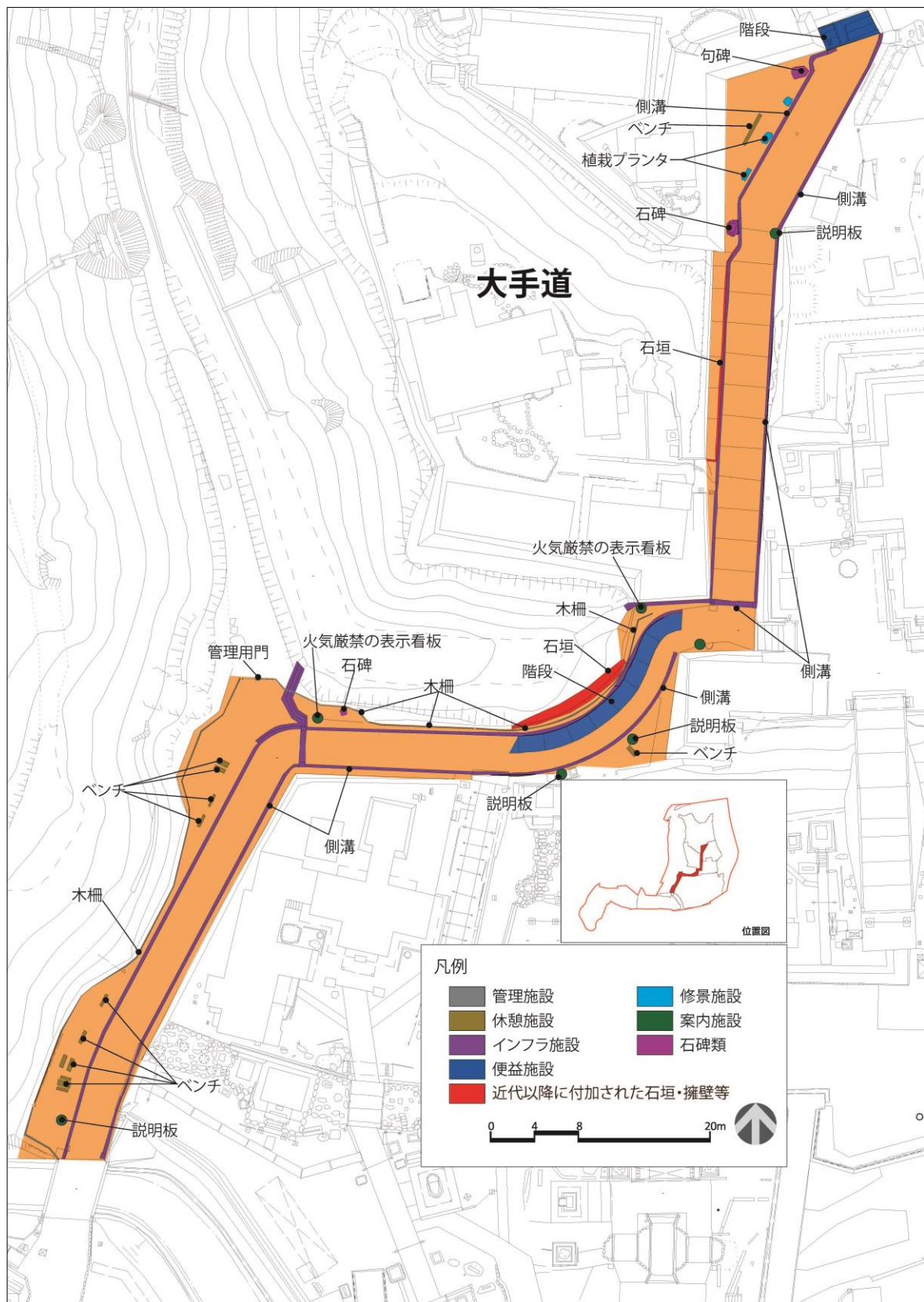


図 4.23 大手道における主な施設の設置状況（保存活用計画から抜粋）

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

(イ) 課題

施設名		課 題	写 真
管理 施設	木柵、柵 (有刺鉄線を含む)	経年劣化箇所が確認でき、更新または耐久性のある代替施設を検討する必要がある。 杉の丸縁辺部に設置された有刺鉄線は公開に伴い、安全性の高い柵への付け替えが求められる。	
	犬山城管理事務所	鉄門の位置に建つが遺構の調査は実施されておらず史実に基づいた復元建造物ではないが、犬山城の管理のために必要な施設であり、その機能を維持する必要がある。	
	券売所	機能維持のため老朽化した部分の改修が必要である。将来的には入場方法の変化にあわせて施設の在り方を検討する必要がある。	
	練石積 コンクリート擁壁	練石積やコンクリート擁壁の改修にあたっては、史料調査及び試掘調査等を実施し、地下遺構の残存状況を確認したうえで、改修方法について検討する必要がある。	
便益 施設	天守前雨除け テント	天守正面のテント屋根は来訪者の便益性確保の観点から設置されたが、天守の正面外観の美観を損ねている。テントは雨の日には来訪者の快適性を確保し、天守入口での人溜まりとしての機能を果たしているが、外観だけでなく、来訪者の動線、入城管理や雨・風対策等様々な観点から検討したうえで対策を見出す必要がある。 テント屋根と庇に接するところに落ち葉が溜まりやすく、保存の観点からも好ましくない状況にある。	
	売店	発掘調査等により本丸の全体像、売店が所在している場所の地下遺構等の残存状況等が明確にされない中で設置されているため、遺構の有無を含めた全体状況を明確にする必要がある。 売店は史実に基づいた復元建造物ではなく、遺構の視認性及び顕在化の阻害要因となっている。 史跡の本質的価値を阻害する要素であり、歴史的景観や環境を損なっている。 売店内部で火気を使用している。	

施設名	課 題	写 真
	・ 大手道 階段状とスロープ状の路面が整備されており、車イスやベビーカー等の通行も可能なバリアフリー対応がされているが、路面に割れ、ひび割れ、破損、あるいは老朽化している箇所がみられ、車イス利用者やベビーカー利用者の運行・歩行に障害を与える可能性がある。 一部急勾配な箇所がある。 地震による石垣の崩落や、火災や倒木等により避難経路が遮断された場合に、安全に避難できるルートの確保が必要である。 大手道としての景観と車両の通行を考慮した外観や舗装仕様を検討するとともに、建造物等の復元に際しては、大手道の利活用や車両動線への影響を十分に考慮する必要がある。 ・ 本丸園路 遺構の確認調査を行い、遺構上に配置されている場合はルートの変更などを検討する必要がある。 ・ 天守前階段 改修時には発掘調査を実施し、遺構が検出された場合には天守を構成する要素として復元的整備を検討する必要がある。 階段に手すりが設置されておらず、天守台まで車イスの通行ができない。 ・ 神社の参道 参道の一部が階段となっており、緊急避難の際に車イス利用者や歩行補助具使用者の通行に支障を及ぼす可能性がある。 ・ 遺構の公開・活用に供する園路 城山外縁地区の堀、土塁、切岸等の遺構を見るための動線ならびに園路が整備されていないため、遺構の価値が視覚的に伝わらない。	

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

施設名		課 題	写 真
活用 施設	犬山城隅櫓兼 茶室(永勝庵)	建物は鉄砲櫓跡に建てられており、設置する前に発掘調査等による地下遺構等の把握が行われていない。鉄砲櫓に関連する遺構及び史跡の本質的価値を深化させる要素が地下に残存している可能性もあることから調査を実施する必要がある。	
	投光器	設置後、長期間が経過している。 色調の調整ができない。 マルチハロゲン灯の入手が困難になっている。	
修景 施設	修景植栽	本丸、杉の丸、大手道の低木による植栽帯は、公園的な観点で景観を向上させているが、史実に基づくものではない。	
	土塀	歴史的景観に配慮されているものの、史実に基づいて復元されたものではない。	
インフラ 施設	電気設備等	史跡指定地内に配置ならびに埋設されている管渠等の正確な位置やルートが把握できていない。	
	城内給排水	排水経路、流末、表面排水方向等が不明であるため、調査を行い流水の状況を明らかにする必要がある。 石垣の孕みや緩みの原因が排水によるものであるかを把握する必要がある。	
公園 広場	犬山城前広場	説明板等が設置されておらず、かつて西御殿が存在していたことが伝わりにくいいため、説明板の設置や遺構表示等について検討が必要である。	
	犬山丸の内緑地	公園施設及び設備の老朽化が進行している。 全体的に樹木が高木化し、鬱蒼としているため、天守への眺望が阻害されている。	

(4) 公開活用のための説明・案内施設の整備

(ア) 現状

- ① 犬山市文化史料館本館（愛称：城とまちミュージアム）
 - ・ 犬山市文化史料館本館では、犬山城の歴史文化を伝えるため、武家文化、町人文化が花開いた江戸時代を中心に、犬山の歴史や文化を展示しており、犬山城下町全体を再現したジオラマ等の常設展示を行っている。また、同施設内には、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する資料等を展示する「犬山城白帝文庫歴史文化館」が設置されている。



写真 4.12 犬山市文化史料館における犬山城下町のジオラマ展示

- ② 史跡指定地内の説明・案内施設

史跡指定地内に存在する説明板及び案内板の設置状況は、次のとおりである。



図 4.24 説明・案内施設の設置位置（現状）（その 1）

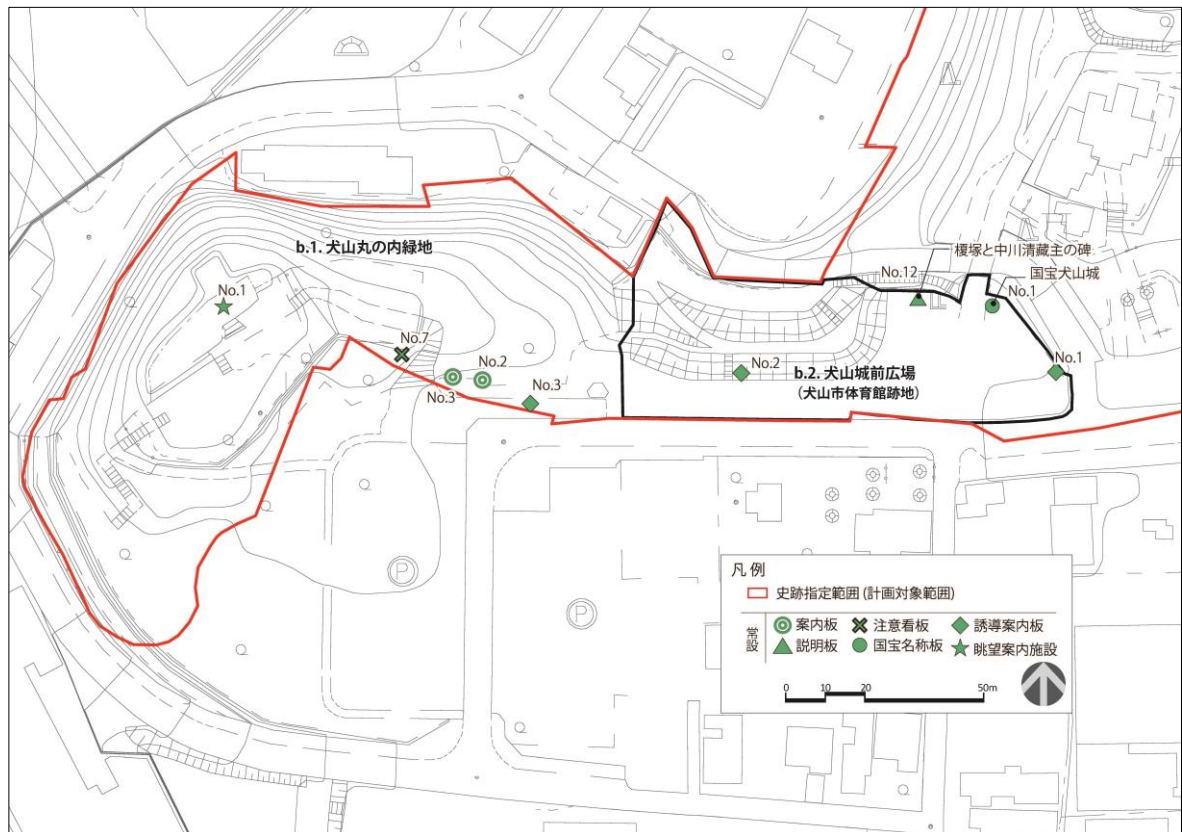


図 4.25 説明・案内施設の設置位置（現状）（その2）

（1）国宝名称板（●）

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		大手道入口	・ 国宝犬山城銘板 ・ 自然石 ・ 自立型	・ 国宝犬山城 ・ 設置者：犬山市	・ 国宝犬山城

（2）総合説明板（▲総）

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		大手道 中門跡付近	・ 方位表示 ・ 自立型 ・ 鉄塗装（板面） ・ 自然石（架台）	・ 国宝犬山城 ・ 設置者：犬山市	・ 犬山城の概要及び国宝天守について ・ 曲輪、門、櫓の名称 ・ 日・英・中併記
2		大手道 松の丸付近	・ 史跡説明板 ・ 自立型 ・ 鉄塗装（板面） ・ 自然石（架台）	・ 史跡犬山城跡「城郭」の構造と役割 ・ 設置者：犬山市	・ 史跡（城郭）の構造及び役割 ・ 曲輪及びかつて所在した櫓の説明 ・ 日・英併記

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
3		本丸 天守前	- 説明板 - 自立型 - 金属板印刷(板面) - 木(架台)	- 犬山城の歴史 - 設置者: 犬山市	- 犬山城の歴史 - 日・英併記

(3) 個別説明板 (▲)

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		大手道 中門跡付近	- 宮崎県日南市と犬山市との交流記念の説明板 - 可動型 - 木	- 悠久の歴史蘇る - 設置者: 犬山市	- 日南市寄贈の飫肥杉のベンチ、花壇、案内板に対する謝意 - 日南市の紹介 - 飫肥杉の紹介
2		大手道 松の丸付近	- 門跡説明板 - 自立型 - 鉄塗装	18 矢来門 - 設置者: 犬山市	- 総合説明板と連動した一連の番号 - 大手道にかつて所在し、現在は他所に移築されている矢来門跡(第二の門)の説明 - 日・英併記
3		大手道 松の丸	- 門跡説明板 - 自立型 - 鉄塗装	12 松の丸門 - 設置者: 犬山市	- 総合説明板と連動した一連の番号 - 大手道に面して所在していた松の丸への出入口であった松の丸表門跡の説明 - 日・英併記
4		大手道 桐の丸付近	- 門跡説明板 - 自立型 - 鉄塗装	17 黒門 - 設置者: 犬山市	- 総合説明板と連動した一連の番号 - 大手道にかつて所在し、現在は他所に移築されている黒門跡(第三の門)の説明 - 日・英併記

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
5		大手道 杉の丸付近	- 門跡説明板 - 自立型 - 鉄塗装	16 岩坂門 - 設置者：犬山市	- 総合説明板と連動した一連の番号 - 大手道にかつて所在し、現在は他所に移築されている岩坂門跡（第四の門）の説明 - 日・英併記
6		大手道 本丸入口付近	- 門跡説明板 - 自立型 - 鉄塗装	4 鉄門 - 設置者：犬山市	- 総合説明板と連動した一連の番号 - 本丸の入口にかつて所在した鉄門跡（第四の門）の説明 - 日・英併記
7		本丸 鉄砲櫓跡付近	- 櫓跡表示板 - 自立型 - 鉄塗装	- 小銃櫓跡 - 設置者：犬山市	かつて現在地に所在した鉄砲櫓跡の説明
8		本丸 七曲門跡付近	- 門跡説明板 - 自立型 - 鉄塗装	2 七曲門 - 設置者：犬山市	- 総合説明板と連動した一連の番号 - 本丸の裏門としてかつて所在した七曲門跡の説明 - 日・英による説明
9		本丸 天守付近	- 大杉様説明板 - 自立型 - プラスチック製	- 大杉様 - 設置者：犬山市	大杉様の歴史

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
10		本丸 中央付近	・第九代藩主成瀬正肥の功績の説明 ・自立型 ・プラスチック製	・高節凌雲霄 ・設置者：犬山市	・幕末から明治にかけて、第九代藩主成瀬正肥の尾張藩主徳川慶勝に対する功績を顕彰するもの
11		杉の丸 大手道沿い	・犬山藩士八木彫の功績の説明 ・自立型 ・プラスチック製	・内外一誠 ・設置者：犬山市	・犬山藩士八木彫の国事及び明治政府に対する功績を顕彰するもの
12		犬山城前広場	・榎塚と中川清藏主の碑の説明板 ・自立型 ・鉄塗装	・榎塚と中川清藏主の碑 ・設置者：犬山市	・小牧・長久手の戦の際に留守居役だった犬山城主中川定成の叔父、中川清藏主が犬山城を守り、討ち死にした場所を伝えるもの

(4) 案内板 (●)

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		杉の丸 券売所脇	・案内板 ・出力シート貼り ・壁面表示 ・取り外し可	・ベビーカーはここへ ・設置者：犬山市	・ベビーカー置き場の表示
2		犬山丸の内緑地入口	・観光案内板 ・自立型	・犬山市観光マップ ・設置者：犬山市	・犬山市域の観光地
3		犬山丸の内緑地入口	・周辺施設案内板 ・自立型 ・鉄複合板	・犬山市文化史料館 ・設置者：犬山市	・犬山市文化史料館及びからくり展示館(別館)への方向表示

(5) 注意看板 (X)

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		大手道 櫓の丸付近	・ 建造物指定名称板 ・ 注意看板 ・ 自立型 ・ 鉄塗装	・ 文化財愛護 ・ 重要文化財 ・ 国宝犬山城 ・ 設置者：犬山市	・ 国宝標柱 ・ 禁止事項（火気） ・ 文化財愛護 ・ 指定の種類
2		大手道 松の丸付近	・ 注意看板 ・ 自立型 ・ 木製	・ 全山禁煙、国宝 犬山城 ・ 設置者：犬山市	・ 城山全域を対象とした禁止事項（禁煙）
3		杉の丸 鉄門付近	・ 建造物指定名称板 ・ 注意看板 ・ 自立型 ・ 鉄塗装	・ 文化財愛護 ・ 重要文化財 ・ 国宝犬山城 ・ 設置者：犬山市	・ 国宝標柱 ・ 禁止事項（火気） ・ 文化財愛護 ・ 指定の種類
4		本丸 弓矢櫓跡付近	・ 注意看板 ・ 自立型 ・ アルミ複合板	・ 禁煙 ・ 設置者：犬山市	・ 禁止事項（禁煙）
5		本丸 天守前	・ 注意看板 ・ 可動式 ・ アルミ複合板	・ タイトルなし ・ 設置者：犬山市	・ 禁煙及び天守登閣の際の禁止事項
6		本丸東側 多聞櫓跡付近	・ 注意看板 ・ 管理柵面貼付表示	・ 禁煙を示すピクトグラム ・ 設置者：犬山市	・ 禁止事項（禁煙）
7		犬山丸の内緑地入口	・ 注意看板 ・ 自立型 ・ アルミ複合板	・ 「注意 公園内で火遊びや花火はやめましょう。」 ・ 設置者：犬山市	・ 緑地内での禁止事項（火気）

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

(6) 誘導案内板 (◆)

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		犬山城前広場 市道脇	・誘導標柱 ・自立型 ・石製	・「国宝犬山城」 ・設置者：不明	・犬山城前広場から国 宝天守への方向と 距離を表示
2		犬山城前広場	・誘導板 ・取り外し可 ・出力シート 貼り ・アルミ複合 板	・「犬山城港 遊 覧 船 の り ば 階段おける」 ・設置者：木曾川 観光（株）	・犬山城港及び遊覧船 乗り場への誘導
3		犬山丸の内緑 地入口付近	・誘導標柱 ・自立型 ・石製	・「国宝犬山城・ 文化史料館」 ・設置者：不明	・犬山丸の内緑地から 国宝天守及び周辺 の文化施設(文化史 料館)への方向と距 離を表示 ・設置年

(7) 眺望案内施設 (★)

No.	現況写真	所在地	種類・仕様	タイトル・設置者	掲載情報等
1		犬山丸の内緑 地内	・方位表示 ・観光案内板 ・地表面埋め 込み型	・タイトルなし ・設置者：犬山市	・方位表示 ・周辺城郭（岐阜城・ 小牧城）の方角を表 示

(イ) 課題

① 犬山城の価値と魅力の発信拠点

- ・ 史跡犬山城跡へのアクセスルート上に所在する他の施設の役割についても検討し、既存の施設との棲み分けをする必要がある。
- ・ 大手門枳形跡（犬山市福祉会館跡地）は犬山城及び城下町のまちづくりの観点から重要な位置であることも踏まえつつ、犬山城の価値と魅力の発信拠点としての整備を検討する必要がある。
- ・ 最新の技術を活用した情報発信についても検討する必要がある。
- ・ 障害のある来訪者など、すべての人が史跡の価値を享受できる状況とはいいい難い。

② 説明・案内施設

- ・ 史跡全体図（全体地図）を表示している案内板や、遺構等への方向を示す誘導案内板等がな

いため、来訪者への案内表示を充実させる必要がある。

- ・ 門跡などの一部の遺構については説明板が設置されているが、櫓跡等の説明板が設置されていない。発掘調査等で遺構の確認及び位置の特定ができるものについては、遺構の平面表示等を行ったうえで、史跡の見どころとして来訪者に遺構の所在と価値を伝える必要がある。
- ・ 指定地内には宗教施設があり、それらの施設を通過して登城することができるため、本来の通路である大手道や犬山城の縄張りの形態が伝わりにくい。
- ・ 個別説明板に付されている番号は、国宝犬山城の総合説明板に記載された犬山城と城下町模型の写真に付された番号を示しているが、番号の意味が分かりにくい。
- ・ 大手道上の門跡に設置されている個別説明板には移築された門の写真などが掲載されていないため、どのような建造物があつたのか伝わりにくい。
- ・ 全体説明板は、二か国語表示（一部三か国語）されているが、遺構の説明板等は日本語のみの表記となっている。
- ・ 耐久性のある材料、質の高いデザイン、新たな情報の更新等を考慮した説明案内施設の配置や記載すべき内容について検討したサイン計画に基づく整備が必要である。
- ・ QRコードやAR機能等、端末を活用した説明板等は設置されていない。
- ・ 障害がある方のための音声案内や点字等による説明がされていない。
- ・ 車イス利用者や子どもにも見やすい説明板の高さや板面の位置にも配慮する必要がある。
- ・ 大手門枳形跡の公開整備を行う際には、大手門を通して城内に入るという当時の動線が感じられるように、ルートや説明板、サイン等の案内施設について検討する必要がある。

4-5 維持管理と運営体制に係る現状と課題

史跡の保存・活用及び整備を着実に推進するためには、市の他部署あるいは民間等を含む多様な実施主体との連携を強化した運営体制を構築することが不可欠である。

犬山市は史跡及び天守の指定管理団体として、日常の維持管理も含め、史跡の保存・活用に必要な様々な管理等を行っている。活用事業の運営は、が公益財団法人犬山城白帝文庫の協力を得ながら一般社団法人犬山市観光協会と連携して行っている。

（ア）現状

① 日常の維持管理と運営

- ・ 犬山市は史跡及び天守の指定管理団体として、曲輪及び天守内の来訪者の出入り等、史跡内の管理、休憩、便益、案内、活用、防災、インフラ、修景等に係る施設の点検、清掃等を日常の維持管理の範囲で行っている。
- ・ 犬山丸の内緑地を除く史跡全体の植生について、剪定、枝打ち、伐採、倒木処理を含めた管理を行っている。
- ・ 犬山城前広場や犬山丸の内緑地の管理については、市の他部署（観光課、土木管理課）と連携

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

して行っている。

② 事業の推進体制

- ・ 石垣の保存のための応急的な工事等の実施にあたっては、庁内の土木関係部局や有識者と連携しながら進めている。

(イ) 課題

① 日常の維持管理と運営

- ・ 来訪者の増加により、来訪者の快適性確保と防災上の対策に加え、荷物管理の需要に対する対応策を検討する必要がある。
- ・ 公共交通機関を利用する来訪者や訪日外国人はリュックサック等の大型荷物を携帯することが多いため、大型荷物による天守に対する破損等防止のためにも、荷物管理の需要に応じるとともに、来訪者のニーズに対応可能な形状と数のコインロッカーを確保する必要がある。
- ・ 遺構を直接的・間接的に損傷する恐れのある樹木、眺望景觀に影響を及ぼす樹木、来訪者の安全に影響を及ぼす恐れのある樹木等に対して、遺構の保全、眺望確保、来訪者の安全管理と、城山に成立する自然性の高い植生の健全な育成を目的とした計画的な樹木管理を継続的に進めていく必要がある。

② 事業の推進体制

- ・ 各所有者、官公庁内の関係部局等との連携を強化し、事業の進捗状況について検証する体制を整える必要がある。

4-6 情報発信に係る整備の現状と課題

情報発信を効果的かつ効率的に行うことは、犬山城の歴史や学術上の価値を市民や国内外の来訪者及び次世代を担う子どもたちにわかりやすく伝え、犬山城に対する誇りと愛着を高めることにつながる。

ここでは、「インターネットを活用した情報発信」、「観覧時の情報発信」、そして「来場者に対するガイド」の観点から、情報発信に係る整備の現状と課題について整理する。

(ア) 現状

① インターネットを活用した情報発信

- ・ 公式ウェブサイト「国宝犬山城」により、犬山城へのアクセス、入場料金等の基本情報のほか、歴史や城郭構造等を絵図や写真で分かり易く発信している。また、当ウェブサイトは6か国語にて表記されており、国外からの来訪者への案内、周知を図っている。
- ・ 犬山市の公式キャラクター「わん丸君」の公式 Twitter により、他の施設と合わせて情報発信を行っている。

② 観覧時の情報発信

- ・ 犬山城観光案内所等で配布しているパンフレットは、公式ウェブサイトと同様に6か国語の表記による交通案内、入場料金等の基本情報のほか、天守の歴史や構造等の情報が記載されている。
- ・ 城内で配布しているパンフレットは、犬山城の沿革や天守構造の概要のほか、犬山城白帝文庫歴史文化館の紹介、天守4階廻縁から眺めることができる風景の解説等の情報が掲載されている。

③ 来場者に対するガイド

- ・ 犬山城では、観光客に対するガイドをボランティア団体が任っており、日本人を対象としたガイドとして犬山歴史観光ガイド「ナイスで犬山」が、外国人を対象としたガイド（英語、ドイツ語、韓国語、中国語）として、「犬山グッドウィルガイド」が活動を行っている。
- ・ 日本語ガイドは電話・FAXによる予約制であり、本丸及び国宝天守のガイドが基本であるが、事前に依頼があれば城下町の案内も行っている。また、外国語ガイドのうち、本丸売店前に待機しているガイドは国宝天守のみガイドしている。外国語ガイドの場合も、事前に依頼があれば城下町の案内も行っている。
- ・ ガイドは予約者と指定の待ち合わせ場所で合流する場合と本丸売店前に待機している場合がある。

④ 犬山城みらいサポーターの活動

- ・ 未来を担う子どもたちが主役となり、犬山城に愛着を持ち、市民の力で美しく後世に引き継ぐため、令和5年度に市内の小・中学生による犬山城みらいサポーターを発足した。この取組を通じて世界遺産登録に向けた市民意識の醸成を図っている。
- ・ これまでに、国宝天守の床みがき（令和6年度は国宝五城の連携により実施）やサポーターが史跡犬山城跡や国宝天守について学ぶ活動を実施している。

（イ）課題

① インターネットを活用した情報発信

- ・ 調査研究成果の情報発信など、史跡犬山城跡の価値を伝えるため、公式ウェブサイトの内容を最新化し、充実させる必要がある。
- ・ 音声読み上げ機能がない。
- ・ 大手門枳形跡の価値を広めるための普及活用事業を推進していく必要がある。

② 観覧時の情報発信

- ・ 観覧時に入手するパンフレットについては、天守の詳細内容が記載されているのに対し、史

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

跡全体の遺構の位置や、概要等の記述が少なく、史跡犬山城跡の価値を伝えきれていない。

- ・ 史跡の観覧ルートや、見どころ等を記載したパンフレットがないため、情報提供が十分ではない。
- ・ 歴史的価値を正確に伝え、体感させるために VR や AR を利用したデジタルコンテンツの充実を図る必要がある。

③ 来場者に対するガイド

- ・ ガイドのための拠点が本丸にしかないため周辺地域から史跡への見学ルートの設定が困難である。
- ・ 犬山城の入口であった大手門枡形跡から城内に入り、大手道入口から大手道を上って本丸へ向かい、天守へ到達するという往時の動線を来訪者に体感及び効果的にガイドするため、来訪者の起点となる最寄りの駅や主要駐車場からの動線も考慮する必要があり、そのため本丸以外にガイドのための拠点を確保する必要がある。
- ・ ボランティアガイドへの犬山城に関する最新情報の提供を継続的に行っていく必要がある。

④ 犬山城みらいサポーターの活動

- ・ これまでは、組織の立ち上げ直後ということもあり、サポーター自身が犬山城に関する知識を深めることに主眼が置かれている。今後、身に着けた知識を基に、サポーターから犬山城の価値や魅力を発信する活動を展開する必要がある。

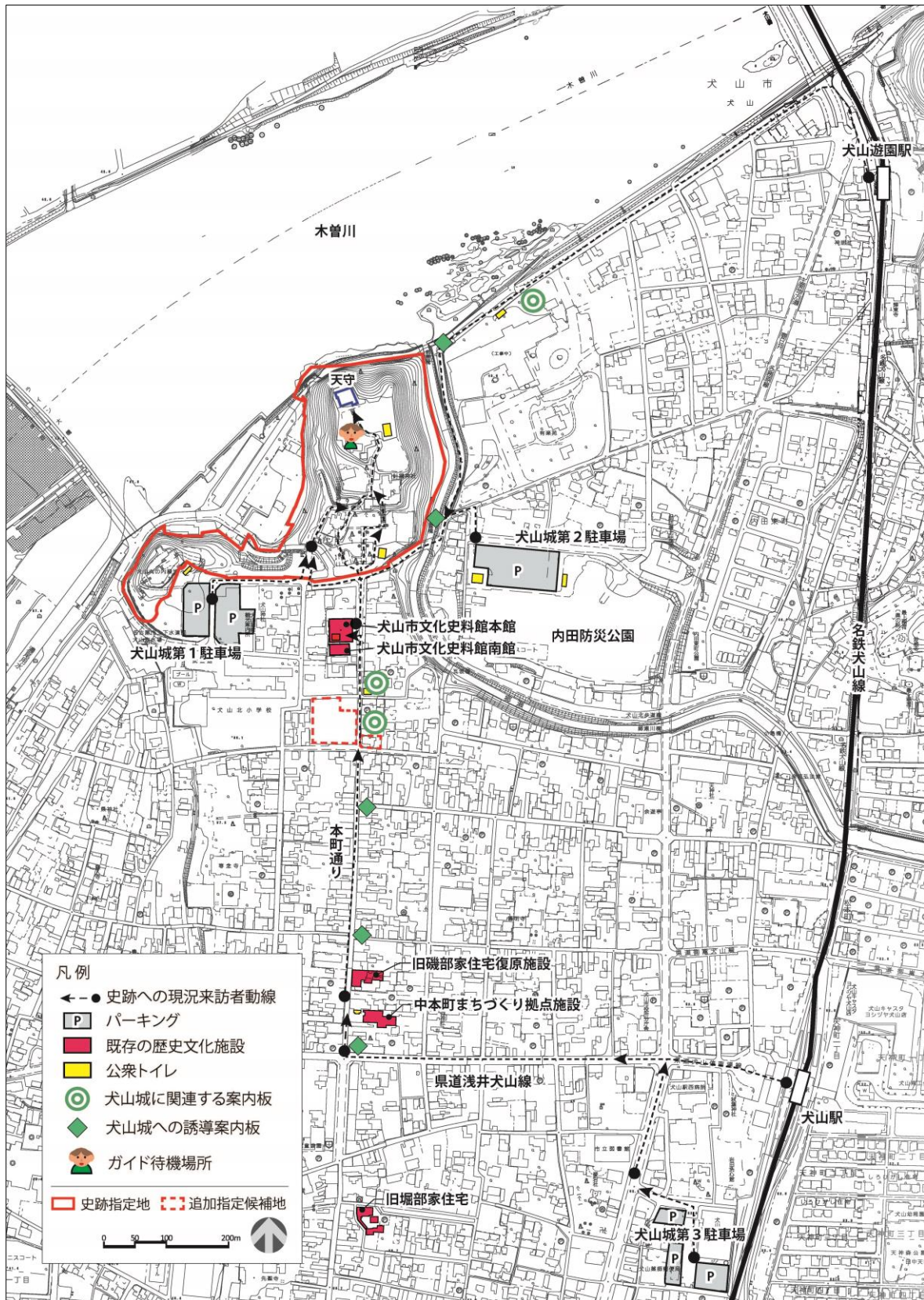


図 4.26 史跡への来訪者動線（現状）

4-7 周辺施設や関連機関との連携のための整備に向けた現状と課題

犬山市には様々な種類の歴史文化施設が存在する。これらの施設は、市域の多様で豊富な文化的・歴史的価値を地域の人々が互いに共有し、次世代を担う子どもたちにその価値を継承し、重要な地域のシンボル、アイデンティティの醸成につなげていくための重要な活用拠点となる。また、周辺施設等との連携を強化し、周辺地域への回遊性の向上を図るための取り組みが実施されている。

ここでは、「周辺施設との連携」、「企画・催事等の運営及び開催」、「教育機関等との連携」の観点から、周辺環境との連携のための整備に対する現状と課題を整理する。

(1) 周辺施設との連携

(ア) 現状

① 犬山市文化史料館本館（愛称：城とまちミュージアム）

- ・ 犬山市文化史料館本館では、犬山城の歴史文化を伝えるため、以下のような展示を行っている。同施設内には、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史料等を展示する「犬山城白帝文庫歴史文化館」が設置されている。

犬山市文化史料館本館	・ 武家文化、町人文化が花ひらいた江戸時代を中心に、犬山の歴史や文化を展示紹介している。 ・ 江戸時代の犬山城下町を再現したジオラマ等の常設展示のほか、犬山市の歴史文化の魅力を掘り起こす企画展示を行っている。
犬山城白帝文庫歴史文化館	・ 公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵している資料を常設展示するとともに年に2回、テーマを設けて企画展・特別展を行っている。

② セット入場券の販売等

- ・ 犬山城では、周辺の施設との連携を図り、セット入場券等の販売を行っている。セット入場券を販売している施設は、犬山市文化史料館、中本町まちづくり拠点施設（どんでん館）、日本庭園有楽苑、明治村等の歴史文化施設や市内の観光施設等であり、比較的小規模な範囲での回遊性の向上及び、市内への宿泊者の誘致等を目的とした取り組みであるといえる。

(イ) 課題

① 犬山市文化史料館本館（愛称：城とまちミュージアム）

- ・ 犬山市文化史料館本館では、VR（バーチャルリアリティ：仮想現実）等先端技術を用いた映像や、ガイドンス等の提供は行っていない。今後、調査・研究を深化させるとともに先端技術を活用したコンテンツの開発等を検討する必要がある。
- ・ 犬山城白帝文庫歴史文化館で展示される史料は、公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵する史料等の一部に限られているため、より多くの史料を展示する方法について検討する必要がある。

② セット入場券の販売等

- ・ 犬山市観光戦略における来訪者の観光動向と来訪者のニーズに対応したセット入場券の設定について検討する必要がある。
- ・ 犬山市文化財保存活用地域計画の内容を取り入れた周遊ルートの設定を検討する必要がある。

(2) 企画・催事等の運営及び開催

(ア) 現状

- ・ 犬山城の歴史を広く市民に伝えるため、これまで発掘調査後の現地説明会や最新の研究成果に基づくシンポジウム、講演会等を開催している。

① 発掘調査現地説明会

- ・ 旧犬山市体育館跡地（犬山城西御殿跡）
開催日：平成 29 年（2017）6 月 25 日
参加者：約 200 人
- ・ 大手門枳形跡（犬山市福祉会館跡地）
開催日：令和 3 年（2021）10 月 2 日（地元住民向けの現場公開）
参加者数：約 40 人
開催日：令和 3 年（2021）10 月 3 日（現地説明会）
参加者数：約 100 人



写真 4.13 発掘調査現地説明会の状況

② シンポジウム

- ・ 犬山城シンポジウム ～「城郭」の歴史的価値を考える～
開催日：平成 29 年（2017）1 月 22 日
会場：犬山国際観光センターフロイデ フロイデホール
内容：犬山城城郭調査委員会による研究発表、パネルディスカッション：犬山城「城郭」の歴史的価値
参加者数：約 270 人
- ・ 史跡犬山城跡指定記念シンポジウム ～史跡犬山城跡のこれから～
開催日：平成 31 年（2019）2 月 9 日
会場：犬山国際観光センターフロイデ フロイデホール
内容：基調講演、座談会：史跡としての保存と活用
参加者数：約 200 人

③ 講演会

- ・ 犬山城講演会「国宝犬山城天守再考」
開催日：令和 3 年（2021）10 月 24 日
会場：犬山国際観光センターフロイデ フロイデホール
内容：国宝犬山城天守の創建年代を科学的に解明するために行われた、年輪年代法による年

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

代測定調査及び建物全体に及ぶ変遷過程等に関する詳細な検証に関する講演

参加者数：約 120 人

- ・ 犬山城の魅力と小牧・長久手の戦い

開催日：令和 5 年（2023）7 月 2 日

会場：犬山市民文化会館 大ホール

内容：戦国時代における小牧・長久手の戦いの意義や犬山城の役割、犬山城の魅力等についての講演会

参加者数：約 800 人

- ・ 犬山城では、周辺地域の自治体や民間企業等と連携して、スタンプラリーの取組みを行っている。

（イ）課題

- ・ シンポジウム等の開催は、犬山城を知る上で貴重な機会であるため、定期的な開催が求められている。
- ・ 来訪者が体験を通じて犬山城の歴史を知るような企画・催事等は行われていない。
- ・ 若い世代にも犬山城の価値と魅力を伝え、興味を持ってもらえるような催事を開催する必要がある。
- ・ スタンプラリーを通じ犬山城を身近に感じてもらえるよう、内容を適宜更新する必要がある。
- ・ 民間と協働、連携して、史跡の公開活用に向けた取り組みを積極的に行っていく必要がある。

（3）教育機関等との連携

（ア）現状

- ・ 市内小学校の校外学習、市外の小・中・高等学校の修学旅行等の受入を行っている。
- ・ 市内の小学校 3・4 年生の社会科学習の副読本『わたしたちのまち犬山』に犬山城が掲載されており、郷土の文化財として犬山城に興味を持つきっかけとなっている。
- ・ 市内の中学校、高校からの依頼により、犬山城の歴史を知ることのできる体験学習の機会として、職場体験を受け入れている。城内の維持管理・運営業務等を体験しながら、犬山城の歴史を知る機会となり、興味をもつきっかけとなっている。
- ・ 犬山市では生涯学習の一環として、「生涯学習まちづくり出前講座」を犬山市教育委員会文化推進課が主体となり、様々な課と連携を取りながら、市政、福祉、健康、環境、教育、観光、生活環境の観点から無料講座の出前を行っている。その中で、歴史まちづくり課と連携し、市域の文化財に関する基礎講座を実施している。

（イ）課題

- ・ 修学旅行、校外学習などの際の解説対応ができていない。

- ・ 現在、教育機関との連携事業は市内の学校等による職場体験が中心であるため、大学を含む教育機関等との連携の強化を図り、史跡を活かした教育や学習の場としてより一層の活用を図り、機能を充実させるためのプログラムの構築を検討する必要がある。

4-8 広域連携のための整備に係る現状と課題

犬山城の価値に関連する諸要素は史跡指定地の外である、周辺の市街地にも広がっていることから、史跡内の整備のみならず周辺環境も含めた一体的な整備を行う必要がある。

令和3年度（2022）に策定された「犬山市観光戦略」によると、犬山市への来訪者は市内での滞在時間が平均4時間未満と短く、また複数の場所を巡るというより、1ヵ所のための立ち寄りに限定する傾向があることがわかっている。多くの文化観光資源間を連携させ、来訪者の回遊性を高めることが課題といえる。

ここでは、史跡指定地内と史跡の周辺環境も含めた広域的な連携を可能にすると考えられる、「アクセス環境」、「周辺の歴史文化・観光施設等との連携」、そして「広域連携のための情報発信」の観点から広域整備における課題を整理する。

（ア）現状

① アクセス環境

- ・ 犬山市のコミュニティーバス（わん丸君バス）は、高齢者等の交通弱者の移動支援を目的としているため、犬山城の公式ホームページやパンフレット等には、バスでのアクセス情報等は記載されていない。
- ・ 犬山遊園駅から犬山城に至る木曽川河畔空間整備は犬山市観光戦略における重点プロジェクトの一つになっており、滞在と賑わい創出を図る計画となっている。

② 周辺の文化財等及び歴史文化・観光施設等との連携

- ・ 犬山城と近隣の観光施設とのセット観光を促進するための手段として、犬山市観光協会が犬山城とその周辺施設が利用できるセット券や、犬山城と城下町の対象店舗で利用できる商品引き換え券がセットになった「わん丸君手形」を観光案内所（犬山駅、犬山城前）において通年販売している。
- ・ 名古屋鉄道株式会社（名鉄）が犬山城入場券引換券、有楽苑入場割引券、城下町の対象店舗で利用できる商品割引クーポンと犬山までの名鉄往復乗車券割引がセットになった「犬山城下町きっぷ」を通年販売している。

③ 広域連携のための周遊観光の構築

- ・ 犬山市域の観光資源、特に犬山城や城下町、博物館明治村等の主要観光施設間のみの周遊を促進させるような取り組みが進められており、隣接する各務原市や名古屋市をはじめとした

第4章 史跡の現状と整備に向けた課題

県をまたいだ周遊あるいは複数市町にわたる周遊についてはこれから検討する段階である。

- ・ 令和3年（2021）11月30日に愛知県小牧市・長久手市・日進市・春日井市・犬山市の5市により（令和4年（2022）1月28日に愛知県瀬戸市、尾張旭市、岐阜県可児市も加盟）「小牧・長久手の戦い同盟」を締結した（加盟市町は、愛知県小牧市・長久手市・日進市・春日井市・犬山市・尾張旭市・瀬戸市・東郷町・江南市、岐阜県可児市の10市町）。小牧・長久手の戦いにゆかりのある自治体同士で連携強化を図り、戦いの知見を深め、情報共有・情報発信などを促進するための活動を展開している。

（イ）課題

① アクセス環境

- ・ 犬山城は、最寄り駅である「犬山駅」及び「犬山遊園駅」からは、いずれも徒歩約15分となっているため、主要な観光ルートとなる城下町、木曾川遊歩道等と一体的に景観の向上を図る必要がある。
- ・ 自動車でのアクセス環境は整っているが、今後の社会情勢や来訪者のニーズ等に柔軟に対応できるよう他の移動手段についても検討が必要である。

② 周辺の文化財等及び歴史文化・観光施設等との連携

- ・ スタンプラリー等の参加しやすい企画を通じきか、周辺の歴史文化施設との連携を図る必要がある。
- ・ 市域の社会教育等関係施設における生涯学習の一環や展示施設などとの連携を通じて、来訪者のみならず市民に対しても地域の文化的・歴史的価値の更なる周知と共有を図る必要がある。
- ・ 犬山城へのアクセスのみならず、周辺地域に所在する犬山城に関連した歴史文化資源への周遊も含めた一体的なルートの構築が必要である。
- ・ 犬山市文化財保存活用地域計画の内容を取り入れた周遊ルートの設定を検討する必要がある。例えば、城・木曾川・祭・鶯飼など、文化資源のテーマに即した広域ならではのストーリー設定とそれに付随する魅力あるコンテンツの検討が必要である。

③ 広域連携のための周遊観光の構築

- ・ 広域にわたる周遊観光を実現するためには市単独の取り組みだけではなく、愛知県、東海、中部など圏域の連携強化とともに、犬山の宿泊施設を拠点とした周辺観光を促進する仕組みづくりが必要である。
- ・ 城・木曾川・祭・鶯飼など、テーマに即した広域ならではの取り組みについて、関係機関等と連携強化を図る必要がある。